

論
説

鎌倉幕府の裁判における和与について(一)

——和与の理解をめぐって——

西
村
安
博

はじめに

一、「和与」の理解について

(一) 「和与」の基本的理解

(二) 鎌倉幕府の裁判の基本原則と「和与」

二、法史研究および中世史研究における「和与」

(一) 中世国家論・社会論に見える「和与」(以上、本号)

- (一) 鎌倉幕府法論・裁判論に見える「和与」
- (二) 古文書論に見える「和与」
- おわりに

はじめに

本稿の目的は、鎌倉幕府の裁判において和与^①がどのように位置付けられていたのかという課題に迫るための前提作業として、これまでの「和与」に関する様々な理解を整理・検討することによって、「和与」に関して共有されている理解の一端を見出すとともに、この理解を支えている根拠をあらためて問うてみようとするところにある。

鎌倉幕府の裁判における和与の取り扱いについては、『沙汰未練書』(池内義資・佐藤進一編『中世法制史料集』第二巻・室町幕府法、岩波書店、一九五七年)に云う、

【史料】

一 私和與事 雖書載何様契約誠詞、於私和與者、上裁之時、被棄置之、但任和與狀被成御下知者、不及子細、

に基づいて、おおよそ次のような基本的理解が得られているものと考えられる。

すなわち、訴訟当事者間に既に成立していた和与をめぐってあらたに訴訟が開かれる中で、訴訟当事者が裁判

所に対して、当該和与の事実やその法的有効性を主張するような場合、当該和与について裁判所による下知を受けていないものについては、これを「私和与」として採り上げられることはないが、他方、下知を受けているものについては、その限りではない、と。したがって、このことから、裁判手続上、和与が法的に有効な取り扱いを受けるためには、裁判所による和与認可裁許状（下知状）の下付を受ける必要があった、という大方の理解が得られているものといえよう。

中世法あるいは鎌倉幕府の訴訟法や裁判制度に関してはこれまで数々の業績が蓄積されて来ているけれども、和与に関して云えば、それらの研究の多くが、おおよそそのような理解を前提にしているものと云っても良いであろう。他方で、和与という言葉の法史的生成過程や、鎌倉幕府の裁判制度における和与の運用実態に関わる基本的理解については、平山行三氏が著書『和与の研究―鎌倉幕府司法制度の一節』（吉川弘文館、一九六四年）において和与の体系的理解を示される中で詳細に論じられているが、平山氏によるこの著書は、これまた多くの研究者が和与の理解を行うにあたって依拠せざるを得ない、貴重な業績として位置付けられているといっても過言ではないであろう。

しかしながら、その後こんにちにいたるまで、鎌倉幕府の裁判と和与との関わり方を主題とし、幕府裁判における和与の意義についてこれを積極的に追究するような、いわば和与の専論的研究とでも云えるような研究にはそれほど恵まれているとは云えないようにも思われる。

そこで本稿では、冒頭に述べたような趣旨のもとにおいて、わが国の法史学研究あるいは中世史研究の領域の中で、さしあたり鎌倉幕府の裁判における和与に関して共有されている理解はどのようなものであるのか、さらには、

その理解の根拠とされているものは何であるのか、という点について追究してみることにはしたい。中世法における和与についてはあらためて云うまでもなく、近世法における内済もあわせて、これらの紛争解決様式は、日本の前近代法あるいは近代法における「和解」の観念や日本人の紛争処理観を知る上では非常に重要な位置を占めていると評価されるものであり、また同時に日本法の史的展望を追究しようと試みるならば、その統一的展望を描き出すための作業の中で重要な鍵を握っているものと云わなくてはならない。⁽³⁾

そこで本稿では、和与に関する専論的研究をはじめ、和与に関して言及のなされている研究についても採り上げることにより、それらの中では和与に関してどのような理解がなされているのかを、可能な限り把握することに努めてみたいと思う。またこの際には、採り上げることになった論稿が必ずしも和与をその重要な検討課題に設定しているものに限られているわけではない、ということをも了解しておく必要がある。そして、これらの論稿は、和与に関する論者の理解を読み取ることの可能な範囲において筆者の見出し得た文献に過ぎないから、本来ならば採り上げるべきものを見逃している場合も十分考えられる。⁽⁴⁾この点、あらためてご教示を賜れば幸いである。

以下、和与に関する理解の整理・検討を行う際には、和与に関する言及はどのような文脈の中で行われているのかをまず押さえた上で、それぞれの文脈の中で和与に関する特徴的な理解を見出し得るならば、これについて若干の検討を施してみたい。このような作業を一通り済ませた上で、和与に関して共有されていると思われる基本的理解や、論者によって強調されている点などをもあわせて確認するとともに、以上の理解が導き出された際の根拠について少しく検討してみたいと思う。以下では、和与に関して言及のなされている論稿の中で参照すべき部分を本文において適宜引用し(原註番号はママとした)、その具体的内容を示すことにしたい。またこのとき、引用箇所

が長きに亘る場合も生じることになったが、敢えて引用を試みようとしたのは、その中には本稿において詳細に言及することのできない論旨も含まれている場合もあるにせよ、論者が和与について言及する際に行っている問題設定の具体的内容や、論旨によつては生じ得ることになる和与に込められた微妙なニュアンスの相違を確認することが重要であると判断したからに他ならない。

このようなことから、本稿の採り上げることになった論稿は、和与に対して寄せられた関心、あるいは和与の理解に関して、これまでの研究史の上で明らかにし得る貴重な研究業績として取り扱われることになる。

なお、以下単に「和与」と記した場合は、主として鎌倉幕府の裁判手続において成立した和与を意味するものしたい。

【註】

(一) こんにちはにおいて、和与に関する一般的理解を示しているものと思われる、安田元久「和与」(『國史大辭典』第十四卷、吉川弘文館、一九九三年)では、次のように述べられている。

「原義は「贈与」を意味するが、鎌倉時代以後は中世を通じて法律用語となり、およそ三つの意義をもつようになる。(一)財産の贈与の場合法定の相続人に対し無償で相続の効果が発するように契約すること。この意味では処分あるいは譲与と同義である。(二)同じく無償譲与であってもその対象が法定相続人以外のもの、すなわち他人に譲与することを意味し、この場合は特に他人和与と称した。(三)裁判上の用法であつて、紛争(相論)当事者が相互に話し合いによりその訴訟を終結させること、すなわち和解の契約を意味する。その際に取り交わされる契約状を和与状というが、この和与が法

的に成立するためには当事者間の和与状(和与契約書)を作成し、幕府(裁判所)の承認をうけ、訴訟担当奉行人の証判を得なければならなかった。こうした手続により和与が有効に成立した場合、訴訟は裁決に至らず終結した。なお当事者間での契約により作成した和与状でも、幕府の認可・証明をうけていない和与は私和与といい、法的効力は限定されており、幕府では、のちの訴訟においてはこの和与に拘束されることはなかった。なお承入の乱以後鎌倉時代中期になると、地頭の停廃をめぐる訴訟や、地頭と領家などとの間の下地相論、あるいは地頭・御家人相互の所領紛争などがようやく多くなり、幕府ではそれらの訴訟についての対応が繁雑となり、そのために訴訟の渋滞すら招くこととなっていた。また訴訟当事者は訴訟をおこしても、長い年月と多くの費用を要し、訴訟はきわめて難渋なものとなった。そのため幕府は訴訟を当事者間で解決するところの和与を歓迎し、訴訟当事者もまたこれを好むところとなり、訴訟における和与が盛んに行われるようになったものと考えられる。」

(2)

本稿では直接触れないが、「和与」の理解を基本的な意味で規定してきたとも云える中世法に関する理解については、羽下徳彦・笠松宏至「中世法」(旧岩波講座「日本歴史」中世2、一九六三年)を、また、広く中世法制史全般に関する研究の基本的動向については、新田一郎「日本中世法制史研究の動向から」―「中世法」の構成を中心に―(法制史学会編「法制史研究」三十六号、創文社、一九八七年)を参照。他方で、日本の近代史学史における諸成果を踏まえながら、日本の中世社会や中世法の特徴を鋭く指摘したものととして、石井進「中世社会論」(中世史を考える―社会論・史料論・都市論―校倉書房、一九九一年、初出は一九七六年)がある。また、これについて法制史の立場からの批評を試みたものとして、中世国制史研究会「中世日本の法と国制をめぐる話題作」石井進「中世社会論」(創文)一六五、一九七七年、植田信廣氏執筆)などを参照。さらに、日本法制史学の歩みの中で、中世法制史研究の変遷に関して詳細に

論じたものとして、古澤直人「日本近代法史学史における「中世」」(法制史学会編『法制史研究』四十六号、創文社、一九九七年)がある。これらの諸文献は、「和与」に直接関わるものではないが、法史学的あるいは歴史学的に中世や中世社会がこれまでどのように位置付けられてきたのかを振り返ってみる上で非常に有益である。

(3)

この点につき、大木雅夫氏による次の指摘などは夙に注目されてきたと云えよう。

「しかし武家法の基礎にあった「道理」は、やはり特殊な日本のな色彩の濃いものであった。牧健二教授も既に指摘されたように、それは、純粹に理性的な近代人の「合理」とは異なり、常識的なものであり、それゆえ種々のその根本原理の違うものを包含し包容する性質のものであった。それらのものの間の矛盾をつきとめようはず、実際に諸価値の統一を試みようとする考え方であった。それは、¹³⁾所務沙汰が必ずしも判決をもって終るとは限らず、しばしば和与、すなわち和解によつて終わったことにもあらわれており、和与は、特に幕府の奨励するところであつた。¹⁴⁾特殊な日本の法觀念が生み出される素因は、ここにあつたといえるかもしれない。しかしまた、それをもつて、和を尚ぶ儒教的精神に基礎づけられた特殊な日本の法觀念としてのみ捉えられることのないように、項を改めて次にそれを検討しよう。(中略)しかしこの主従間の争いよりもいっそう重大な意味をもつたものは、領家と地頭間の紛争である。鎌倉時代中期には、武力を背景にして莊園を侵食する地頭と、それを防衛する領家との間に紛争が頻発し、これをめぐつて新たな処理方法としての「和与」、すなわち和解手続が発展したのである。³⁾(中略)地頭の側の非法は不可避的であつたが、それを取り締まりうる実力のある幕府にしても、御家人を地頭にした以上、徹底的にこれを取り締まることはできない立場である。このような状況のもとで法の原則を曲げずに非法を処理するとすれば、和解による解決以外に方法がなかつたのである。⁵⁾それゆえ宝治元年(一二四七年)二月八日付の六波羅宛ての御教書に、「所詮本地頭者有所務之先例新地頭

者可守率法之由前々加下知畢、今更何可及濫妨哉、但於本所和与之地者非沙汰之限」とあり、領家と地頭間の争いについて、本補地頭は先例により、新補地頭は率法によるとの原則に変わりはないが、ただし和解によって解決したものに ついては、幕府裁判所は干与しないとされていたのであり、しかもここでは、まさにこのただし書が最も重要な意味を もっていたとみられる。^⑥ 実際、領家・地頭間の紛争は、当時その半数近くが和与によって解決されていたと推定される ほど大に行われていたのである。^⑦ 鎌倉時代における和与法発達の背景から見れば、非は圧倒的に地頭の側にあり、領 家側に理があることは明らかである。実際、訴人はほとんどすべてが領家であり、論人は地頭であった。それにもかか わらず和与によって解決したということは、領家側が明確な権利を譲って妥協したということである。^⑧ 大局的には力関 係が作用したのであり、当事者双方の側に報恩感謝の念があったというわけでもなさそうである。没落に瀕する領家側 の鬭志の欠如を避難することは、いささか無理であろう。それどころか訴人がほとんど常に領家だったことは、かれら が鬭志に燃えていたことの証拠でもある。ただかれらには、武力がなかったし、そして注目すべきことであるが、何よ りも訴訟費用が巨額に上っていたのである。鎌倉時代前期と中期には、武家訴訟の裁判所は鎌倉と六波羅にしがなく、 後期になって大宰府に鎮西府が追加されたにすぎない。訴訟のための旅費、滞在費が巨額に上っただけではなく、その 他の「秘計用途」すなわち機密費なり運動費を支出しなければ、容易には勝訴を得難いのであった。平山行三教授の例 示されるところによれば、京都の東寺が寺領をめぐって関東でなした訴訟に関し、鎌倉に一年半滞在した雑掌加治木某 の支払った費用は、九三貫に達したとされる。それは、私の試算によれば、五人家族十数年分の米代に相当する額なの である。^⑨ この莫大な費用は、権利のための鬭争を遂行しようとする鬭志を打ち砕くに十分すぎるであろう。(中略)(和 与が行われたことや、あるいは「折中の法」によってなされる紛争解決に見られる^⑩ 筆者註) 機械的折半主義が大いに

行われるにつれて、武家法の本領ともいうべき「道理」そのものの変質がみられるのであり、是非を問わぬ紛争処理方法へと移行し、法が非法と化する萌芽が芽生えていたといえないこともないのである。そしてこのことは、比較的司法制度が整備されていたとみられる鎌倉時代に行われていただけに、その後の日本的法観念の展開をみる上にも、もちろん少なからぬ意味をもちうるであろう。しかしながらその反面においては、この点を過大に評価して、日本人の法観念が常に必ず足して二で割る主義をもつて貫かれてきたとみうるか否かは、疑わしい。和与中分の制度は、確かに法が非法に転化する契機であるかもしれない。しかしそれが一般化して日本法の核心をなしたとは思えないし、あくまで中世において、勃興する武士階級と衰退する本所領家との間における紛争処理法として発展したものであって、法体制が相対的に不備な時代の特殊な状況が生み出した特殊な制度であるにすぎないのではないかとの疑問の解決は、今後の研究に俟つかないからである。」(大木「日本人の法観念」『日本人の法観念』東京大学出版会、一九八三年、一六三―一六八頁、「2 武家法・道理・法の精神」および「3 法か非法か―和与と折中の法」に拠る。傍線は筆者に拠る、以下同じ)

大木氏にあっては、平山氏によってなされたところの、主に本所領家対地頭御家人間の相論における和与あるいは下地中分に関する研究成果をもとに、和与が日本人の法観念に少なからぬ影響を及ぼした可能性のあること、あるいはまた、和与そのものは当時の法体制の性格に規定されたものとして理解すべきか否かを検討すべきことが強調されていることは言うまでもない。このことは、氏も触れておられるように、近世の「内済」との関連で更に追究していくべきものと考えられる。

また、日本の前近代社会において和解の意義を捉えていくための議論の可能性を論じたものとして、西村安博「前近

代日本における伝統法文化の一斑―「和興」と「内濟」をめぐって―(『法政理論』第三二巻二号、一九九九年)などを参照。

(4) 和与に関して言及している研究文献として、大きく分けて考えるならば、中世社会あるいは訴訟制度をはじめとして中世法を包括的に論じているものと、個別の荘園における特殊事情あるいは紛争処理過程を論じているものとの二つの場合を見て取ることができるものと思われる。本稿では、主に前者に関わる文献を中心に取り扱うことにした。因みに、主題としては前者に関わるものであるが、個別荘園の置かれた具体的な状況が描かれる過程の中で、和与について次のように叙述されている場合もみられる。「すでにいくつか例をあげたような、蜂の巣をつついたような争いがいたるところでおこった。結局、人まかせにはおけない。自分の得分を確実にするには、それに相当する下地をあわせ支配し、自分の力で得分を確保するほかなかった。こうして大山荘のような下地分割が、幕府の裁決で、また和与(示談)でさかんに行われ、「一円領」がしだいに形成されていった。そのばあい、双方の主張が伯仲し、領家・地頭各半分となつたばあいが下地中分である。」(網野善彦『蒙古襲来』下巻・小学館ライブラリー25、一九九二年、五二頁、初出は一九七四年)

一、「和与」の理解について

こんにちにいたるまで様々な視点から中世の法あるいは社会が論じられてきており、膨大な研究の蓄積をみてい

るが、なかでもとりわけ「和与」に関してどのような言及がなされているかを見るならば、少なくとも次のような点、すなわち、紛争当事者間に成立した和与を鎌倉幕府の裁判手続過程において幕府裁判所が追認・認可したものである、という基本的理解は共有されているように思われる。以下では、まず、こんにちの「和与」に関する法史的あるいは歴史学的な基本的理解を導くにいたったものと考えられるところの、戦前に見られた代表的な研究における「和与」の理解について再確認し、次いで、その後展開されていった諸研究の中から、「和与」に関する言及の行われている主要な研究を探り上げ、これらを大方の論旨に従って整理する一方、それぞれの中では「和与」についてどのような理解がなされているのかについて検討してみたいと思う。

(一) 「和与」の基本的理解

(1) 江頭恒治氏の理解

研究史上、「和与」に関する先駆的な研究として評価され得るものは、荘園における地頭御家人と本所領家との対立関係によって生じた紛争を本格的に論じられた、日本経済史家の江頭恒治氏に拠るものである。すなわち、江頭氏は、「地頭権伸張の過程に於ける所務和與の意義」(初出は、『社会経済史学』第二巻第九号、一九三二年。『高野山領荘園の研究』有斐閣、一九三八年において「地頭権の伸張と所務の和與」として改題所収、のち、同書は、臨川書店により、一九七二年復刻。引用は、復刻本の四三五―四三八頁に拠る)において、次のような論述を行っておられる。

地頭が所務上の非法を働き領家との間に所務相論を生じた場合には、領主方に於てはその非法の停止を六波羅乃至は關東へ

訴へ出づるのが普通であった。そこで幕府は訴人・論人の雙方に訴狀・陳狀を徴し、更に雙方を召出して事情を糺明し、さて判決を下す順序であるが、この際幕府の判決を俟たずして、裁判の進行中に雙方の間に妥協が成立することがある。妥協の申込は多く地頭方より爲され、この場合地頭は將來その非法を停止し、且つ一定の權益を割譲すべきを誓約する。領主方はそれを條件として訴訟の撤回を行ふのであるが、これがここにいふところの所務の和與である。所務の和與とは要するに所務上の相論を和談によつて解決することに他ならない。

すなわち、とりわけ本所領家対地頭御家人間の相論においては、①地頭御家人の側の方から「妥協の申込」「和与」の申し出を行うこと、そして、本所領家の側はこれを受諾することによつて「訴訟の撤回」を行うこと、②所務沙汰に関する「和与」は「和談」による解決であること、が指摘されている。

しかしながら、①の指摘について云えば、本所領家対地頭御家人間に生じた多くの相論において、地頭御家人の側が本所領家に先立つて妥協の申し込みを行つていたとする理解が事態をどの程度正確に把握したものであるのかについては、あらためて検証を試みる余地は残されているように思われる。また、②については、江頭氏によつてこのような研究の始められた時点では、「和与」の實質に對して、訴訟両当事者による妥協・讓歩に基づいて成立する「和談」(あるいは「示談」)による解決という評価が与えられるとともに、紛争の解決が図られる際には、常に「円満」な解決が志向され、そしてこれが現実に行われていたことが想定されていたように考えられる。とはいえ、やはりここで問題になり得るのは、「和談」というものが裁判手続の上でどのように評価されるべきものかということと、すなわち、「和談」の實質部分はどうのような手続で行われていたのかということであり、この点については現

在の「和与」研究においても、さらになお詳細に検討していく必要があるように思われる。⁽¹⁾

次に、『沙汰未練書』を根拠にして、和与が訴訟法上の法的効力を獲得するためには、「公認の下知状」(筆者の用いる語で云えば和与認可裁許状)が必要とされていたことが指摘されている。

抑も和與とは、自由意思を以つて一定の物又は權利を他人に讓與すること即ち贈與の義であるが、此の如き贈與が和解成立のための條件として爲されたところから、終には和解そのものをも意味するに至つたやうである。和與の條件を文書に認めたものが和與狀である。沙汰未練書には「一私和與事、御書哉何様契約成詞、出私和與者、上裁之時被棄置之、但任和與狀被成御下知之不及至細」とある。即ち和與も只個人間の約束に過ぎぬものは所謂私和與であつて、後日に至つて之を證據とするも法的効力はない。もしこの和與狀に法的効力を持たしめようと欲するならば、之を幕府に提出して、その公認の下知狀(和與認可狀ともいふ)を得なければならぬ。

そして、「和与」の行われた背景事情については次のように論述されている。

すなわち、一つには、「和与」が鎌倉時代中期以降に増加する傾向にあること、そして、幕府裁判所は所務相論の解決方針を「和与」に求めていたこと、が指摘されているのである。

さてこの種の和與、即ち地頭對莊園領主の所務相論の解決手段としての和與は、鎌倉時代殊にその中期以後屢々見られるところであり、幕府も亦民事に關しては努めてこの方法に出づることを方針としてゐたやうだが、然らばかくの如き和與は何が故に行はれたのであらうか。それにはそれを必要若くは便宜とする論人・訴人雙方の理由がなければならぬ。

二つには、本所領家対地頭御家人間の相論では、訴えられた地頭側が本所領家に先立つて妥協の申し込みを行う傾向にあったことを前提に考えておられた江頭氏に拠れば、次のような指摘がなされている。

裁判上不利な立場におかれていた地頭側が自らの受ける制裁を回避するために「和与」による解決を選択したと、他方で、判決（「裁許」）の予測が容易に定まらない状況の下で、本所領家側は判決（「裁許」）を容易に呑むこととはない地頭との関係、さらには、判決に頼った場合の地頭側の蒸し返し、すなわち「越訴」による裁判の長期化、あるいは「訴訟費用」の消耗を見据えた上で、紛争の解決において実現性の低い判決に期待するよりも、「和与」による解決を選択したこと、が指摘されているのである。

まづ地頭が好んで和興を行った理由としては、もし正式裁判にかけたならば、その非が地側にある場合が多かつたので、判決の結果は地頭側にとつて必しも好ましいものでないことは豫め覚悟してゐなければならぬ。殊に貞永式目には明かに、地頭の年貢所當の抑留を停止し、犯用の條明かなれば必ずこれを辯償すべきこと、もし又これを肯せざるに於ては地頭職を改易せしむべきことが規定されて居り、この條規に據つて改易せられたやうな實例も間々存在したので、かくの如き制裁を受くるよりは一時多少の權益を讓渡してでも和解した方が得策であると考へられたからである。

次に莊園領主側が和興の申出を承諾した理由として考へ得られることは、たとへ幕府の裁判を仰ぎ、その判決が領主方に有利に下されたとしても、地頭がその儘この判決に承伏する場合は甚だしく、必ずやこれを不當（差差）として再審を要求し、更に越訴に及ぶが如き場合が多かつたので、裁判は豫め長引くものと見ねばならぬし、従つてその間の訴訟費用も嵩むことであり、又相當な運動費用も要するわけである。のみならず、その判決は御家人の保護を第一義とする鎌倉幕府によつて爲され

るのであり、殊に以下述べんとする備後國太田莊の地頭の如きは一門多く幕府の要職に連なつてゐた關係上、もしかしたら地頭の非を蔽ふても領主方にとつて不利な判決が下されないとはいへぬ。事情かくの如きに於ては、領主側としても、地頭が今後年貢未進その他の非法の停止を約し、且つ相當な權益を割譲するならば、従前の未進額ぐらゐは免除してでも、示談で済ます方が有利である。

すなわち、不利な立場にあつた地頭としては、自分にとつて不利な判決の下されることを恐れたので、このような判決が下される以前に本所領家に対して「和与」を申し込んだこと、本所領家側としては、実現性が低く、地頭の越訴も予想される判決に期待するよりは、あらゆる面で訴訟に要するコストを心配しないで済むことになる「和与」を選択せざるを得ない状況にあつたこと、が指摘されている。

そして江頭氏は、「和与」が「地頭権の伸長」をとめないながら「莊園制の崩壊」へと導く役割を結果的に果たしていくことを説かれる中で、「和与」による「下地中分」「和与中分」がその決定的契機となり得たことを示唆しておられる。

然らばこの和與の行はれた結果は果してどうであつたか。如何に成り行いたか。これ即ち地頭権伸張の過程、換言すれば莊園制度崩壊過程に於て極めて重要な意義を有するものであり、従つて我々の關心の重點の存するところであつて、以下私はこれを特に鎌倉中期より南北朝初期にかけての備後國太田莊の實例に據つて説明して見度いと思ふ。

以上が、江頭氏による「和与」の理解を示すおおよその内容である。そしてわれわれは同時に、江頭氏によつて

この論稿が公表された時期には、石井良助氏および平山行三氏などによって、「和与」に関して直接的あるいは間接的に言及された論稿がほぼ同時に公表されていることに気付かざるを得ない。すなわち、江頭氏によるこの論稿が昭和七(一九三二)年に公表されており、他方では、石井良助氏によって大著『中世武家不動産訴訟法の研究』(弘文堂書房、一九三八年)として集大成された際のオリジナルの論稿である「所務沙汰の研究」(『法学協会雑誌』四九巻二一号〜五〇巻三号に連載)の公表されたのが、昭和六(一九三一)年〜昭和七(一九三二)年のことであり、さらには、日本中世における和与(和与)をはじめとする()に関する体系的分析へ向けての基盤的論稿ともいえる「地頭領家の下地分割―中世封建社会の発展過程に於ける一問題」(『歴史地理』六二巻二号、以下これを平山Aと記す)が平山行三氏によって公表されたのが、昭和八(一九三三)年のことであつた。

したがって、「和与」に関する正に基本的理解とも云うべきものが示されることになつた三者の業績がこのようにほぼ同時期に相次いで公表されていたことを想えば、江頭氏をはじめとして石井氏、そして平山氏によって明らかにされた「和与」に関する理解は、当時においてはほぼ共有され得たものと考えられるが、その後の和与研究は、江頭氏によって示された「和与」の具体的イメージに依拠しながら、他方で石井氏によって法制史的実証研究の進められる中で鎌倉幕府の訴訟法制度の上に明らかにされた「和与」の理解に支えられることによって、和与の体系的理解の構築を志向した平山氏による着実な研究成果に恵まれながら発展していったものと考えられよう。^②

(2) 石井良助氏の理解

さて、次には、これまで多くの場面で言及されてきた石井良助氏による「和与」の理解^③についてあらためて見る

ならば、次のようである。

訴訟は通常前節に記述した私の所謂狹義の裁許の形式で終了したのであるが、その外に和解及び訴取下の形式によっても訴訟は終了したのである。廣義の裁許は裁判所自身の判断そのものであったのに反し、和解及び訴の取下は兩當事者の契約(和解案)、或は訴人の單獨行爲(取下願)に対して、裁判所が認可を與へたもの、換言すれば、當事者の行爲に裁判所が裁許と同一の効力を附與したものである。(『中世武家不動産訴訟法の研究』弘文堂書房、一九三八年、二四七―二八一頁、「第一篇 鎌倉幕府不動産訴訟法」の「第五節 和解及び訴の取下」に拠る。初出は、一九三二―三三年)

訴訟は普通の判決の外、なほ和解即ち和與(二四八頁)及び訴の取下によっても終了する。和與は幕府の特に望み且つ奨励した處であつた。(『日本法制史概説』創文社、一九四八年、二九二頁、「第三篇 中世」の「第九章 司法制度」における「二 訴訟手続 (一) 所務沙汰付、引付沙汰」に拠る。)

石井氏に拠れば、「和与」は当事者間の行爲であり、これに対して裁許と同一の効力を与えたものが「認可裁許状」であること、「和与」は幕府によって奨励されたこと、が指摘されている。前者については、『沙汰未練書』に云う「私和与」に関する理解が前提にされることにより、「和与」が訴訟法制度の上に明確に位置付けられたものと理解される。

(3) 平山行三氏の理解

平山行三氏は昭和八(一九三三)年から昭和三九(一九六四)年にかけて、著書『和与の研究—鎌倉幕府司法制度の一節—』(吉川弘文館、一九六四年)において部分的に収録されることになる個別論稿を順次公表しておられるが、いま、その個別論稿にしたがって「和与」に関してなされた主な指摘を拾ってみるならば、以下のようなものである。

平山氏が「和与」について本格的に論じられたものとしては、「所務沙汰に於ける和與の考察」(『社会経済史学』第四巻第十二号、一九三五年、以下単に、平山Bと記す)が挙げられよう。この論稿は、のちに氏によって著書(『前掲書』)が上梓された時に、「第三章 和与の手続及び効果」、「第四章 和与の法理」および「第五章 和与の実施状態」のそれぞれの中に一部が収められることになる。

また、平山Bの公表される以前には、江頭氏による論稿(『前掲稿』)が既に発表されており、平山氏の「和与」に関する基本的理解は江頭氏による研究成果がその前提になっているものと考ええることは十分可能であろう。

そこで、平山氏の「和与」に関する理解について確認しておくことにしよう。まずはじめに、所務沙汰と「和与」に関する総論的見解を押さえておきたい。

「和與」とは、鎌倉時代に発達した武家司法制度に於いて補助的機能を有した、裁判上の和解に就いて用ひられた言葉である。

(平山B「第一章 序説」三二頁)

訴訟の進行中、訴訟人の間に、一定の条件を以て訴訟を止める契約が成立し、裁判所がこれに基づいて下知を下すことによ

り訴訟が終了する事があつた。即ち、裁判上の和解であり、幕府の主義、方針と訴訟人の要求とが相俟つて、鎌倉中期以後、殊に著しく行はれるに至つたのである。

(平山B、三二頁)

鎌倉時代の社会は、王朝末期よりの私有地發達の經濟事情の上に成立したものであり、和解契約の發達も亦、この點より見れば、前時代より繼續せる法律的事實と考へられるのであるが、鎌倉時代に於いては、この和解契約が、武家訴訟法に於いて、訴訟終了の原因として認められた爲、司法補助制度としての特殊な意義を有するに至つたものである。(平山B頁、三四頁)

平山氏に拠れば、「和与」が「裁判上の和解」を意味すること、また、「和与」が鎌倉幕府の司法補助制度(「和与法」として位置付けられ得ることが指摘されているが、氏はその後の研究において、この見解を補強すべく実証研究を展開されたことになる。

次には、氏の着目された諸点について、主に、(i)裁判上の和解手続、(ii)幕府の主義・方針と訴訟人の要求、(iii)和与の傾向、そして(iv)その他の問題点に整理することによつて、氏による「和与」の見解をまとめてみることにしたい。

(i) 裁判上の和解手続

第一に、和与は、訴訟当事者の自由意思に拠る場合、あるいは奉行人による斡旋に拠る場合があること、そして、和与が裁判所によつて認可されるための手続の存在したことが指摘されている。

和解の成立は、實質的には、序章に述べた如き手續による訴訟の進行中、訴訟人の間に、其の自由意思によつて、或は奉行人の斡旋に依つて行はれた協定に基づいたものである。然しながら、それを法廷に於いて正式に成立せしめる爲、一定の形式を必要とした。

(平山B、三五頁、「第二章 和解の成立」)

「個々の相論に於ける和解の成立は、訴訟人の意思と、それを指導する沙汰人の技巧によるものである」。

(平山B、四四―四五頁、「第三章 和解制度發達の事情」)

相論によつては、訴人の主張の是なる場合でも幕府自ら法による解決の必ずしも妥當ならざるを認めて和解の方針を示してゐる程であつて、かかる場合には、沙汰人が実際に、一方、論人をして承伏を促すと共に、他方、訴人の主張をも譲歩せしめ、以て和解せしむべく務めたに相違ない。

(平山B、四六頁、「第三章 和解制度發達の事情」)

第二に、訴訟両当事者が、「和与」の認可申請を裁判所に対して行ふ際の裁判手続、すなわち、「和与」の認可申請手続については次のように述べておられる。

和與狀の交換によつて、私契約は成立したのであるが、これを以て訴訟を終了せしむるには、この和與狀に基づく下知を必要とした。即ち、訴訟人は、互いに交換した和與狀を捧げて下知を申請し、裁判所は、和與狀による雙方の意思表示を可とし、狀の如く沙汰すべしとの下知を下したのである。

(平山B、三六頁、「第三章 和解制度發達の事情」)

尚ほ、申請は格別に行はれたのではあるが、同時の場合が多かつたので、(後略)

(平山B、三六頁、「第三章 和解制度發達の事情」)

平山氏による和与の認可申請手続に関する理解に拠れば、訴訟人の申請が「同時の場合が多かつた」ことになるが、このことは、和与状二通に記載されている日付が同じものである場合が多いという事実から導き出されているように思われる。しかしながら、和与状が裁判所に対して提出される過程、すなわち和与の認可申請手続を仔細に検討してみるならば、^④一般的に和与の認可申請が同時に行われていた、ということ直ちに結論することは必ずしも容易ではないように思われる。この点についてはまた、「和與状の交換によつて、私契約は成立したのである」という理解にも大きく関わってくることになるであろう。すなわち、訴訟両当事者間で和与が事実上成立しており、その上で、和与状の交換手続を終えている場合であっても、和与の認可申請を行わないで居る限りにおいては、当該和与が裁判手続上、法的に評価される対象にはなり得ていない状態に止まっていることになり、これが正に「私契約」のことを意味することになるのであるが、このことについてさらに詰めて考えようとするならば、多くの研究で論及されているところの「私和与」(『沙汰未練書』)について、裁判手続上、これをどの程度にまで具体的に明らかにし得るか、が重要な課題として示されることになるであろう。

こんにちにおける「私和与」に関する大方の理解は、「訴訟法上、裁判所によつて採り上げられる対象とはならない和与」、すなわち、「裁判所による下知を得ていない和与」ということを前提にしているように思われる。かりにこのような理解に大きな誤りがないとするならば、次のようなことをもあわせて考えてみる必要があるであろう。

たとえば現行法制度の下においては、いわゆる実体法上の和解(私法上の和解)と、いわゆる訴訟上の和解(裁判上の和解)とを一応区別して考えることが想定されているけれども、いま、このような区別が鎌倉幕府の法や裁判手続の中で行われていたのかどうか、という視点からかりに眺めてみるとするならば、鎌倉幕府の裁判における「和与」あるいは「私和与」をどのように評価することができるのであろうか。

第一に、両者の区別が必ずしも行われていなかったという立場を採るならば、次のようなことになる。

すなわち、裁判手続外において成立した和与と、裁判手続の上で成立した和与とは必ずしも区別して考えられてはおらず、両者はともに一括して広く和与として扱えられていて、「下知を得ている和与」あるいは「下知を得ていない和与」(「私和与」という単純な区別しか存在していなかった、と考えられることになる。このように考えるとき、次のようなケース、すなわち、すでに紛争の発生している状態であって、紛争当事者が幕府裁判所に対して当該紛争に関する訴訟を提起する以前に、紛争当事者間で和与の成立した場合(①)においては、紛争当事者自らの判断によって裁判所に対して和与の認可申請を行うことは可能であろう。和与の認可申請を行うかどうかは、当事者次第であったという点については、次に述べるところの第二の場合においても同様であるが、ここでは次の点に注意されることになる。つまり、そもそも幕府裁判所に訴訟が係属していない場合であろうと、係属している場合であろうと、裁判手続の上で両者の区別はなされ得ず、いずれの場合において成立した和与であっても、裁判所による認可の対象となり得たことが考えられることになるのである。

第二に、かりに両者の区別が存在していたと考えるならば、次のようなことになる。

次のようなケース、すなわち、一旦、幕府裁判所に訴訟が係属し、事実上裁判手続が進行している途中で、訴訟

両当事者間に和与が成立したけれども、これについては裁判所も関知せず、また、訴訟当事者は裁判所に対して和与の認可申請を行わないまま一定の時間が経過してしまっているような場合(②)(ある意味で云えば沙汰止みの状態になった場合)について、その時進行していた裁判手続を基準にして考えるならば、この状況はどのように理解され得るであろうか。

この場合、訴訟当事者が和与の認可申請手続を行わないかぎり、幕府裁判所の関知するところとはなり得ないから、文字通り、裁判所による認可を得ていない和与、すなわち「私和与」の状態に止まることになってしまふであろう。他方で、時間的に云えばかなりの期間が経過したのち、訴訟当事者がようやく和与の認可申請手続を開始したような場合には、かりに頗る常識的に云うならば、裁判所の側に当該訴訟を受理した記録が残っていたり、あるいは、訴訟当事者の側に当該和与は裁判所に係属した訴訟の中で成立したものであることを証明する文書が存在する場合には、裁判所は何ら疑うこともなく、訴訟当事者による認可申請を受理することになったであろう。しかしながら、ここで問題とせざるを得ないのは、裁判手続の進行中に当事者間で和与が成立したことにより、それ以上裁判手続に参加して行くことを両当事者が放棄するとともに、これにより認可申請手続も行われ得ない状況が生じた場合⁽⁵⁾についてであり、このような状況に対して受訴裁判所は果たしてどのような対応を採っていたのであろうか。

鎌倉幕府の訴訟制度が基本的に当事者主義を原則としていたというこれまでの通説的理解を前提にするならば、訴訟当事者の双方が合意の下で、目下進行中の裁判手続に参加してこないという状況がかりに生じたとしても、裁判所としては、自らが積極的な姿勢を採ることによって訴訟当事者に対して裁判手続不参加の理由や事情を問うてみるようなことをしていたなどとは到底考えられないであろう。このことは何も和与に関わる裁判手続にのみ限ら

れることではない。通常の裁判手続において、相手方が当事者が応訴しない場合、一方当事者は裁判所に対して応訴を命じる趣旨の、召文などの御教書の発給を請求することになるが、いま問題になり得るのはこのような場合ではなくて、一旦、裁判所に対して訴訟が提起されたのち、訴訟両当事者がある程度の段階まで訴陳の応酬を行った時点で、両当事者が合意の上、最早裁判手続に参加しなくなった場合（これは必ずしも和与に限られるものではなく、手続的に云えば訴えの取り下げに近いものと考えられ、ある意味で云えば、事実上沙汰止みの状態になった場合）のことであり、この状況に対して受訴裁判所はどのような対応をとっていたのかについても、あらためて注意しておくべきであろう。

先に述べた②の場合においては、論理的に云うならば、「私和与」の可能性が生じ得ると思われるが、やはり問題とせざるを得ないのは、訴訟当事者はいかなる理由で和与の認可申請手続を行おうとしなかったのか、ということとである。この点は、既に述べたように「私和与」を裁判手続の上でどのように理解するかということをも含めて、さらに検討を深めていく必要があるように思われるが、遺憾ながら、筆者にはいま詳論する用意がない。この課題を説明していくためには、鎌倉幕府の裁判手続に対する姿勢・方針や訴訟当事者の裁判手続に対する認識や期待度を知る必要があるうし、やはり何よりも重要なのは、幕府裁判所が訴訟当事者間で成立した和与にどの程度の関心を抱いていたのか、ということにあるように思われるのである。これらの点については、いずれ稿を改めて論じてみたいと思っている。

「和与」の裁判手続に関連して、第三に、和与状の作成方法や形式の変化について次のような指摘がなされている。

(和與狀の中には、筆者註) 争点に關する各自の和與の趣旨が記されたのであつて、初期に於いては、訴訟人の和與狀は互いにその内容を異にしたと思ふのである。しかし、これに就いては實例を擧げ得ないのを遺憾とする。然るに、鎌倉中期以後に見らるる多くの和與狀には、訴人論人の和與の趣旨を併記した―即ち契約内容の一切を記したものが多のであるが、これは恐らく變化せる後の形を示すものであらう。

(平山B、三七頁、「第三章 和解制度發達の事情」)

下知申請の爲裁判所に出すに當つては、申請者が署判を加へるのが例であつたらしい。この理由で、本來一方署判なるべき和與狀が訴訟人連署の形で残つてゐるのである。

(平山B、三七頁、「第三章 和解制度發達の事情」)

鎌倉中期以後の和与狀にみられる傾向、すなわち契約内容すべてを詳細に記載するようになる、という平山氏による指摘などは、佐藤進一氏によつてなされた和与認可裁判状に関する指摘、すなわち、「鎌倉時代後期の和与認可裁判状は、筆者註) 和与状の文章そのままを引載するのである」(佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」岩波書店、一九九三年再刊、五六頁)ということと状況説明の上では接合するのかもしれないが、平山氏による和与状に関する理解、すなわち、鎌倉時代中期以前と以後において和与状の形式が變化することなどについては、必ずしも史料的な根拠に恵まれた上での指摘であるとは云えないため、いまだ少し再検討を試みる必要があるように思われる。

連署形式の和与状の作成手続について平山氏に拠れば、これを和与の認可申請手続の中で捉えようとされており、このこと自体は和与状の作成手続過程を考へて行く上で重要な前提作業だと思われる。他方で、鎌倉時代後期における本所領家対地頭御家人間の相論ではとりわけ、連署形式の和与状の作成されるケースが多いという傾向、そし

て、連署形式の和与状が作成されている場合には、和与の内容をほぼ網羅的に記載しているケースが多いというところ、などについてはあわせて注目すべき点であるとも云えるのであり、この点については、鎌倉時代後期の裁判手続、とりわけ、和与の認可申請手続のなかで検討していく必要があるように思われる。

(ii) 和与に関する幕府の主義・方針および訴訟人の要求

所務沙汰に於いては、制度の基本的特色として、當然和解制度を發達せしむべき素因を有したのであるが、更らに、他の重要な一因として、司法制度の運用に當たつての幕府の方針を擧げることが出来るのであつて、ここに、各種の相論に於いて、幕府が如何に和解の方針をとるに至つたかを、考察する必要がある。

(平山B、四〇頁、「第三章 和解制度發達の事情」)

平山氏は幕府の裁判においては「和与」が前提にされていたことについて、幕府がこのような方針を採るに至つた事情を説明する必要があるとされ、これに対して、地頭御家人の意思が尊重されたこと、そして、莊園の先例・慣行が重視されたことを指摘されている。

この指摘は、こんにちにおいても、「和与」の前提に関する基本的理解を与えたものとして理解できよう。平山氏をはじめとする多くの論者が和与に対して関心を向ける際の主な対象は、本所領家対地頭御家人間の相論にあつたようであり、この種の相論から得られた理解によつて和与に関する基本的理解がほぼ共有されていたものと推測される。したがつて、この意味で云えば、平山氏による指摘は、本所領家対地頭御家人間の相論において「和与」の意義を考える際にはストレートに当てはまることにはなるにしても、御家人同士あるいは御家人一族内における

相論の「和与」については、さらに別の理解の可能性を考えていく必要があるように思われる。もともと平山B(四三―四四頁)でも御家人社会内部の相論に対して幕府の採った「和与」の方針について触れられているが、一般的に幕府の裁判における「和与」の方針が云々されるような場合には、既に述べたように、どちらかといえば、本所領家対地頭御家人間の相論における「和与」のイメージがその前提にされて来たようにも思われるので、訴訟当事者のタイプを異にする相論においては「和与」の意味がどの程度にまで異なるものであり得るのかについては、少しく注意しておく必要があるように思われる。この点、平山氏による御家人社会における相論の「和与」に関する理解を聞いておくことにしたい。

御家人社会内部の相論に関しては、「和与法」運用に関する法規が発せられた形跡がない。この事は、この種の相論においては、幕府は、個々の事件について裁判所をして適切に行わしめる方針をとり、全体として和与に向わしめる方針はとらなかつたということを示すものであろう。そこでこの場合は、訴訟当事者の間に和与が成立したのち、裁判所が、和与認可の告知状を下すまでに行う和与状に対する審査が問題となる。今日まで私の集めた史料だけについて見ても、相当嚴重に行われたと考えるべき形跡がある。

(平山「前掲書」二〇三頁、「第六章 和与法発達の事情」の「第三節 御家人社会内部の相論と和与」に拠る)

すなわち、当該相論のタイプにおける「和与」が、幕府によるとりわけ嚴重な「審査」を受ける対象になつていたことが指摘されており、したがって、氏においては御家人社会内部における相論の「和与」が特別の取り扱いを受けていたことが想定されているように思われる。審査を行うという裁判所の方針をどの程度一般化して考えるこ

とが可能であるのか、あるいは、「審査」の実質的内容はどのようなものであったのか、などという問題については、個別事例に即してあらためて検討する必要があるように思われる。この点は、ひとり「審査」の問題のみに止まらず、幕府裁判所には潜在的に「和与」一般に対して干渉する用意があったのかどうか、という幕府の司法の性格を論じるための重要な手掛りとなり得るからである。いま、これについて詳論する余裕はないが、さしあたり、御家人所領の移動などという幕府が重大な関心を抱かざるを得ないような事柄をその内容とする和与については、「審査」の対象となり得たことは十分考えられるところであろう。⁹⁾

(iii) 「和与」の傾向

平山氏に拠れば、裁判所は訴訟当事者に対して、「意思に基づく和解による解決を要求するに至った」こと、そして、それが「幕府の政策」により行われたこと、他方で、訴訟当事者の側も、「自己の打算」により和解を行っていたことが指摘されている。

當時の裁判所は、各種の相論に就き、其の具體的妥當な解決を得しめる爲、訴訟人の意思に基づく和解による解決を要求するに至つたが、一方、訴訟人も自己の打算より、和解を欲することが時と共に著しくなつた爲、鎌倉後期に至ると共に「所務沙汰に於ける和與」は愈々盛行を見た。

(平山B、五五頁、「第五章 要約」)

鎌倉時代に於ける庄園的封建社会に於ては必然的に発生した地頭領家の相論をその司法制度のもとにその實勢に應じて解決

せんとする幕府の政策より和解の方法が行はれ、それにより下地中分が行はれたが、(後略) (平山A、九ノ六九〜九ノ七〇頁)

和与を認めて、廣く解決の途を開き相論を落着せしめんとする方針は既に鎌倉中期より現れていることが認められるのであるが中期後に至つては、幕府も一層この方針に傾くと共に、訴訟當事者たる地頭領家雙方も、訴訟に多くの費用と日數をかけて、満足な、判決が与へられないよりも、適當な所で妥協し、訴訟を止める事を望むに至つた爲、談合により適當な妥協点が發見されるに従ひ、其の條件が互に守られる事の信用のもとに和解が行はれる事が漸く増加した。而してこれと共に、和與の法制上の契約としての形式も漸く備はるようになる。

(平山A、九ノ六五頁に拠る)

平山氏は、以上に掲げた氏の個別論稿のなかでは、鎌倉幕府の「和与」の方針としてある意味でいえば、「訴訟當事者に対して和与を要求していた」とでも読み取れる趣旨の論述を行つておられ、これについて解釈の仕様によつては、裁判所が訴訟當事者に対して和与を半ば強制していたかのような印象を抱かせるものであつたけれども、著書の「第六章 和与法發達の事情」の「第一節 序」では、この点に関する表現を少しく変更することによつて、次のように述べておられる。

本章の主題である「和与法發達の事情」については考察の方面が大きく二つに分けられるであろう。第一に、「和与」は、鎌倉幕府の訴訟制度であつて、この方面から見た「發達の事情」とは、「和与」を訴訟の補助制度として認めその運用について方針を決定した幕府の政策、及びその背景となつた法律的、社会的、政治的な諸事情を指すこととなるのである。第二に「和

与」とは他面において、訴訟当事者が訴訟の進行中訴訟物について行う和解行為であって、裁判所は、当事者に対し、和与をすすめることはあっても強制はしなかった。随って、「和与」の成否は、結局は、当事者の意思如何にかかったといつてよい。随って、この方面から見た発達の事情とは、当事者の「和与を行う意思決定」の上に作用した諸要因のうち普遍的なものを指すこととなり、幕府の和与奨励の政策はまたこれに含まれるが、そのほか、訴訟費用の問題とか、平和をもとめる人間の心情の如きが、考察の対象となるであろう。

(平山「前掲書」一九一頁)

以上からすれば、平山氏は著書においては、幕府によって「和与」の奨励政策が採られたことを前提にしておられるにもかかわらず、しかしながら、裁判所の方針としては、「和与」の強制を行うものではなかったと主張されているのである。この見解は、「和与」が当事者の意思に基づいて行われるものであることを氏が重視しておられることによるものであり、それはすなわち「和与」に関わる次のような手続的要素に着目されたからではないかと考えられる。すなわち、訴訟当事者間の意思の交換により和与が事実上成立すること、訴訟両当事者間で和与状が交換されること、さらには、訴訟当事者が和与状を裁判所に対して提出することにより、「和与」の認可申請手続の行われること、などである。このことは、こんにちにおける基本的な了解事項、すなわち、鎌倉幕府の裁判制度を文書主義に規定されながら当事者主義の貫徹されたものとして(後期にいたると職権主義的傾向がみられるようになることを前提にして)理解することからすれば、あらためて違和感をもたらずような見解ではない。

しかしながら、平山氏が「和与」についてこれが鎌倉時代中期以後に増加しているという状況に着目し、その理由を説明されるにあたって、まさに「幕府の主義、方針」と「訴訟人の要求」とに求めておられることはやはり気

にせざるを得ないところである。氏はこのとき、幕府の方針としては「和与」の奨励を、訴訟当事者の側のおかれた状況については、訴訟費用(鎌倉等における滞在費用や奉行人との交渉に伴う秘計用途)あるいは裁許にいたるまでに要する日数などを総合的に勘案していたことを推測されるとともに、両当事者にとって満足のいく内容の解決(実体的側面)、あるいは手早く紛争処理の実現できる方法としての簡易和与手続など(手続的側面)が採られるようになっていくことを指摘されているのである。にもかかわらず、とりわけ「幕府の主義、方針」について云えば、やはり、この指摘を支える史料の根拠については必ずしも明示されているわけでもないこと、「訴訟人の要求」については、訴訟当事者が「和与」を志向するという傾向にあったことが推測として述べられるに止まり、「和与」あるいは幕府の裁判に関する法史的性情格について十分に配慮された上での論述には必ずしもなっていないように思われるのである。¹⁰⁾したがって、幕府の「和与」に対する考え方や訴訟当事者が「和与」へ向けた意識について、なお検討を試みるべき余地が残されているように思われるのである。

(iv)その他の問題点

その他の問題点として、和与による弊害が指摘されている。

「和与」によつて、當時の法と社會との調和が保たれ、相論はその實狀に應じて解決されたのであるが、一面、この事實は、法治社會の繼續不可能を示すものであつて、「和與」によつて、當時の法の範圍を超える事實が生ずるに至つたのである。

この指摘は、「和与」によって鎌倉幕府法の規定を逸脱するようなケースが生じるようになり、このことからさらに、荘園制を支えていた法秩序を動揺させる状況に進行していくという認識が前提となっているようである。

次には、平山氏によってなされた「和与」に関する以上のような理解が、氏によって描かれた鎌倉幕府の裁判像とどのように結びついていたのかについて、若干確認しておきたいと思う。

(二) 鎌倉幕府の裁判の基本原則と「和与」

これまでわれわれは、こんにちにおける「和与」の理解の前提となった平山氏による「和与」の理解について、その輪郭を把握するとともに、そこに残されている若干の問題点を見い出そうとした。

平山氏は、平山Aおよび平山Bの公表されたのち、鎌倉幕府の裁判における訴訟費用の問題について論稿を公表されるとともに、鎌倉幕府の法や裁判の原則の中に「和与」がどのような事情で採用されるにいたったのか、という関心の下に、荘園制と武士との関わりを詳細に論じられる中で、裁判と「和与」との関わりについて一定の見解を示された。

すなわち、平山行三「武士勢力の庄園伸張と鎌倉幕府の法治主義」〔歴史学研究〕第七巻第五号、一九三七年、以下では平山Cと呼ぶがそれであり、この論稿が氏をして中世において和与という観念がどのような法史的生成過程を経ることによって成立したのか、という課題追究に向かわしめる端緒となっていたように推測される。それはともかく、ここでは平山Cに拠りながら、鎌倉幕府の裁判における基本原則と「和与」に関する氏の見解を確認しておきたいと思う。

第一に、平山氏に拠れば、鎌倉幕府の裁判を「理による裁判—司法の原則」と「理によらない裁判—例外的手段」とに區別し、前者については、「証拠によって事実が明となった時法に基づいて理非の決断が下されたのである」(平山C、八五頁、「第三章 領家地頭の抗争と鎌倉幕府の法治主義」の「第一節 鎌倉幕府の法治主義」に拠る)とされ、後者については、

證據が備はり理非が明にして、しかも相論の性質上司法の原則を行ふのが事情に適しない場合があつた。かかる時司法を行ふ幕府の立場として法に背いた裁判を行ふ事は出来なかつたので、ここに例外的手段として、理非によらない、訴訟人の讓歩精神を俟つ和解の方法がとられたのである。即ち、當時「和與」と称した制度がこれであつたが、かかる手段の採用もその源は鎌倉以前にあつたのである。

(平山C、八七頁)

とされる。

このように氏に拠れば、たとえ「理非が明らか」となる場合であつても、この方針を貫き通すことが必ずしも適当でないと判断されるような場合には、例外的手段として訴訟当事者の和与による方法が期待された、^①という。

そして、單純に「理非」の判断を行うことでは必ずしも紛争の解決にはいたらない場合として、具体的には次のような場合を示しておられる。一つには、裁判に於ける公平が要求される場合、すなわち、御家人同士の相論において一所懸命の利益を争う弱者をある意味で救済し、そのためには強者の讓歩を促すことが必要であると判断されるような場合、二つには、本所領家対地頭御家人間の相論の有する政治的社会的性質に鑑み、地頭の莊園侵略に対して幕府法の原則を崩すことなく紛争を処理することが重要であると判断されるような場合、三つには、歴史的・

地理的事情の異なる庄園の個別的事情を考慮することが重要であると判断されるような場合である(平山C、九〇頁)①。

平山氏は以上の状況を想定されることにより、「和与法の運用によって、法の原則と、相論の実状との調和をはかるという幕府の政策であったと考えられる」(「前掲書」二〇〇頁)と述べられているが、このことからすれば「和与」は幕府の司法政策上の判断により運用されていたという見解が読み取れることになろう。つまり、和与法が幕府司法制度を補完する役割を果たしていたという氏の主張がまさしくこれである。

すなわち、平山氏が「和与」に対して抱かれた主な関心は、「御成敗式目」に云う「道理」を根本とする法の原則が幕府によっていかにして貫かれようとしていったのか、ということにあるように思われるが、この関心のもとに氏の理解されたところに拠れば、法の原則に必ずしも依拠することのできないような相論の解決を幕府裁判所が求められた際に、幕府法の原則を変更することなく紛争の解決を可能とする方法として採用されるにいたったものが「和与」に他ならなかったということになる。

したがって、法の原則を貫き通すことが必ずしも適当でないと判断される相論においては、幕府裁判所は訴訟当事者に対して「和与」を勧奨し得た、という氏の見解はこのあたりから導かれているように思われるのである。

このようにみるならば、平山氏は、「和与」が奨励されたこと、あるいはまた、鎌倉時代の後期に「和与」が増加しているということを指摘しておられるにもかかわらず、前者については、鎌倉幕府の一貫した司法上の政策として理解される際の史料の裏付けが必ずしも行われていないこと、後者については、なぜそのような状況が生じたのかについては、必ずしも明確な見解を示しておられないことに気付くのである。すなわち、氏にあっては、名

執権と称される北条泰時の唱えた理想的な裁判像が実際にはどのようなようにして実現されていったのか、という課題を追究する際に「和与」法がその鍵を握る重要なポイントとして認識されるなかで、「和与」の奨励と「和与」の増加とが直ちに因果関係をもつものとして考えられるにいたり、ために両者に関する詳細な検討の行われることのないまま、「和与」法の運用結果として幕府の法秩序が乱されたこと、そして武士の成長により莊園制の崩壊のもたらされたことが見通されているものと評価することができよう。

平山氏がかような理解を示されたのちに、幕府の政治形態の変容と裁判形態の変容とを相関的に理解することによって得られた知見を示されたのが佐藤進一氏であったといえよう(佐藤『鎌倉幕府訴訟制度の研究』畝傍書房、一九四三年、岩波書店、一九九三年再刊)。佐藤氏に拠れば、鎌倉前期(將軍独裁、一方的裁許)、鎌倉中期(執権政治、理非判定による裁許)、鎌倉後期(得宗専制、一方的裁許)と理解しておられ、⁽¹³⁾所務沙汰手続の変遷について、「弘安代を頂上とする権利保護精神昂揚期」、「永仁以降の職権主義台頭期」としておられる(佐藤、再刊本、五七頁)。このとき、佐藤氏は、鎌倉後期の幕府の裁判の特色として「和与」の奨励を挙げておられるわけである(同前書、五五頁)。これは恐らく、この時期に「和与」が急増するという状況を重視した上での指摘であると考えられる。そして、幕府による「和与の奨励」という事態は、また同時に、幕府の司法政策上の変化、すなわち氏の想定された職権主義への転換という状況を別の側面から跡付けるものとして理解されていたものとも考えられる。

以上のように眺めるならば、平山氏によって既に指摘されていたことである「和与」の奨励という点について、佐藤氏によって鎌倉後期における幕府司法政策上の特色としてより明確に示されたことになるわけであるが、この佐藤氏の見解は、以下の諸学説を見ればわかるように、こんにちにおいてもほぼそのまま継承されているように思

われる。なるほど、佐藤氏の所論の前提となったところの、鎌倉後期にいたる幕府政治形態の変容状況との関わりで見れば、同時期における幕府の司法政策上の変化に関する氏の所論の趣旨自体に首肯することは困難ではないにしても、「和与」が奨励されたという点に限ってみれば、これを強調し得るだけの明白な事実を史料上、直接的にあるいは間接的に見て取れるケースには必ずしも恵まれているとはいえないのではないだろうか。

さて次には、以上のような「和与」に関する基本的理解が、その後どのように継承あるいは批判されていったのかについて、概観していきたいと思う。

【註】

- (1) この点について、平山『前掲書』の「第三章 和与の手続及び効果」における「第二項 和与状の交換」(一〇三頁)では、「和与は、実質的には、訴訟の進行中、訴訟人の間に意思の交換が行われて成立する協定に基づいたものであるが、法廷において正式に和与を成立せしめるためには書面による一定の手続を必要とした。その第一歩は和与状の交換である。」と述べられていることからわかるように、平山氏は、和与の成立について、訴訟当事者間の意思の交換のレヴエルと和与状の交換のレヴエルとを一応区別して考えるべきことを認識しておられたようであり、同右書一三〇頁では、「和与の正式な手続の前に行われる両当事者の談合に関する史料として」、「大川文書」仁治二年八月廿二日付 関東下知状(瀬野精一郎編『増訂鎌倉幕府裁判状集』上・関東裁判状篇、増訂第二刷、吉川弘文館、一九九四年、所収の第六九号文書)および「相良家文書」正安四年六月肥後多良木村地頭代申状案(竹内理三編『鎌倉遺文』古文書篇第二八卷二一一一三号文書)を挙げておられる(また、この二つのケースは、和与の成立に関わる仲人の果たした役割を

知の上でも重要である)。しかしながら、平山氏によるかような認識が氏の和与に関する理解において必ずしも正確に反映されているとは云えないのであり、したがって、この二つのレヴェルをある程度明確に区別した上で、和与の成立から裁判所への認可申請の行われる一連の裁判手続過程を再度見直してみる必要のあることを筆者は旧稿において指摘した(西村安博後掲註(5)所引稿)。

(2) 平山氏によって展開された和与に関する研究業績については、九頁註(3)所引西村稿を参照のこと。また、平山氏が研究を始められたときには、氏自身は、牧健二『日本封建制度成立史の研究』(弘文堂書房、一九三八年)に収まる一連の業績などにも影響を受けておられたようであり、このことについては、平山『前掲書』(一―三頁)における「自序」に述べられている。

(3) 石井氏の理解はまた、次のように示されている。

① 「所務沙汰」について「普通の判決のほか、和与すなわち和解の形式でも訴訟は終了する。和与は幕府のとくに奨励したところである。」(石井良助『体系日本史叢書4 法制史』山川出版社、一九六四年、一三六頁、「第三章 中世」の「第十一節 裁判と刑法」(I 裁判)に拠る。)

② 「中世において、子孫妻妾に対する贈与(処分)とよんだのに対して、それ以外の者に対する贈与を意味した。したがって、「他人和与」とよんだこともある。讓与はいつでも取り消せたが、和与は取り消せなかった。また中世では和与の語が和解の意味に用いられたことがあるが、これは和解の場合には双方が讓歩するのであり、これを、たとえば土地の訴訟の場合、相論の土地の権利の一部を相手方に贈与するものと解したことによるものと思われる。」(石井良助「和与」『日本大百科全書』24巻、小学館、一九八八年)

②に拠れば、和与の本質には、取り消しを許さない贈与の意味が込められていることが指摘されている。

(4) この点に関する試論として、例えば、西村安博「鎌倉幕府の裁判における和与の認可申請手続について」(『法政理論』第三二巻第三・四号、二〇〇〇年)を参照のこと。

(5) あるいは、このようなケースとは逆の意味で次のような状況も生じ得たのかどうかについては、少しく考慮に入れておくべきところであろう。すなわち、裁判上の和与と裁判外の和与の取り扱いについて、裁判所が現に区別しているものとして紛争当事者が認識しているような場合、和与がかりに訴訟係属以前に成立したものであっても、当該和与を裁判手続の上で有効為らしむことを意図し、紛争当事者が事後的に訴訟を提起することによって、当該和与が恰も裁判手続の進行過程で成立したものであるかのように擬制することがあり得た、ということをご想定することは、論理的には可能ではないかと思われるが、実際にこのようなケースがみられるのかどうかについては、検討を試みる余地がありそうである。

(6) この点については、前掲、石井良助「中世武家不動産訴訟法の研究」一四一―一五〇頁を参照。

(7) 佐藤氏による指摘をさらに具体的に把握しようと試みたものとして、西村安博「鎌倉幕府の和与認可裁判状における和与状引用に関する覚え書き」(『法政理論』第三二巻第二号、一九九九年)を参照のこと。

因みに、和与状について詳論されたものとして、奥野中彦「和与状」(『日本大百科全書』24巻、小学館、一九八八年)を見るならば、次のようである。

「中世において和与が成立して取り交わされる契約書。和与とは和解して、提起した訴訟を取り下げのことをいうが、鎌倉時代の中期以降、地頭権じちうけんの伸張に伴って荘園領主と地頭との間に紛争しやうさが頻発し、その解決を求めて、しきりに幕府に訴訟が持ち込まれた。しかし、この幕府の裁判によらず両者の直接の話し合いによって解決する方法もとられた。

これが和与である。訴訟進行中に行われる場合と、それに至らないで行われる場合がある。和与状は当事者双方の連署するものと、各自別々に作成して署名するものとの二種があり、幕府奉行人の裏判を受けるものを例とした。また幕府からは和与を認可する旨の下知状げちじょうの形式をとった裁許状が出された。なお和与の結果を図絵した和与絵図が描かれる場合もあった。これに対し裁許状のないものを私和与という。」

なお、和与絵図の分析を詳細に試みた近年の研究として、黒田日出男「中世荘園絵図の解釈学」(東京大学出版会、二〇〇〇年)所収論文及び奥野中彦編「荘園絵図研究の視座」(東京堂出版、二〇〇〇年)などを参照。

(8) 西村前註(7)所引稿などを参照。

(9) 後掲、植田信廣「鎌倉幕府の裁判における「不論是非」の論理をめぐって」(法制史学会編『法制史研究』二八号、創文社、一九七八年)を参照。

(10) この点をも含めて、平山氏の著書に関して総合的な分析を試みたものとして、笠松宏至「書評 平山行三『和与の研究』」(『史学雑誌』第七四編第六号、一九六五年)がある。平山氏の「和与」の理解に関しては、笠松氏による指摘をも踏まえた上でなお検討すべきところであったが、遺憾ながら本稿では果たし得なかった。笠松氏の指摘に関連して、本稿には若干の補足すべきところもあるので、これについては別稿を準備したいと思う。なお、笠松氏による書評の所在に関しては、九州大学名誉教授川添昭二博士よりご教示を賜った。記して厚く御礼を申し上げたい。

(11) このとき、「和解の方法がとられた」という表現がなされているように、「和与」という紛争解決手段を選択する主体が、幕府裁判所なのか、あるいは訴訟当事者なのかを今ひとつ明瞭に解することができないが、筆者の誤解を恐れずに云えば、その主体として幕府裁判所の方にアクセントの置かれた趣旨であるように思われる。すなわち、裁判所が訴訟

当事者に対して「和与」という方法を選択するように促した、と理解することになる。

(12) とりわけ、第三の点については、「領家地頭の相論の裁許にあたっては、第一段階である事実認定において、裁判所は、複雑多岐なる荘園の慣習に直面した。地頭が本補の場合は、所務は先例に従うのであるから、荘園の慣習を明らかにすること―事実認定がそのまま判決になるほどであり、新補地頭の場合においても、慣習を知ることが、前提として要求されたにちがいない。裁判所は、そのため、証文を提出せしめ、或は当事者を裁判所に出頭せしめ、陳述を行なわしめ事実の認定を行ったのであるが、このためには、多くの日時と労力とを必要とし、訴訟渋滞の原因となったであろう。そこで領家地頭の相論においては、この面から、解決を当事者に委せる―和与―が要求されるに至ったと思う。」(「和与の研究」一九五頁、「第三章 和与法発達の事情」の「第二節 領家地頭の相論と和与」に拠る)とあるように、本所領家対地頭御家人間の相論における「事実認定」にあたっては、個別事情を有する荘園の慣習を明らかにするために、裁判所が訴訟当事者に対して証文の提出を求めるといふ方針を採っていたことにより、これが「訴訟渋滞」の原因となったため、すなわち「和与」が要求されることになった、という。すなわち、平山氏の所論においては、裁判所によって「和与」の勧奨が行われていたことが想定されているように思われる。

(13) 鎌倉幕府の権力形態に関する政治史的変遷あるいは裁判形態に関する法史学的変容などを論じる場合には、佐藤氏によって打ち出されたこの見解(いわゆる「三段階論」)がベースにされてきたことは云うまでもないが、例えば鎌倉初期あるいは後期の裁判形態の共通の特徴として考えられて来たところの「一方的裁許」の有する質的相違に関する問題をはじめ、佐藤氏によってこのように単純化された理解について根本的な再検討を迫ろうとする見解もすでに公表されている。例えば、新田一郎「書評 佐藤進一『日本中世史論集』」(『史学雑誌』第一〇一編第七号、一九九二年)などを参照。

二、法史研究および中世史研究における「和与」

「和与」は日本法史あるいは中世史研究の多くの場面において言及の対象とされてきた。論者によって「和与」を論じる際の関心はおのずと異なっていることは云うまでもないが、「和与」の論じられる場合には、「和与」のいかなる点に着目されているのかについて、あらかじめ概観しておくことも必要かと思われる。このことにより、こゝにちにいたるまでの「和与」に関する共通理解を確認し得るとともに、「和与」の指示される際に生じ得るニュアンスの微妙な相違をも点検することが可能になるからである。

以下においては、「和与」の論じられている場合の論旨により大まかな分類(一)～(三)を施した上で、それぞれの場合において、「和与」の言及されている箇所を引用するとともに、あわせて若干の検討を行うことにしたい。引用する論稿については、主に中世法あるいは中世社会を直接的かつ包括的に論じることと趣旨としたもので戦後に公表されたものに限ることにし、「和与」に関わる詳細な経緯を分析対象とする個別荘園研究などに関する文献については採り上げなかった。「和与」の実態を知ろうとするならば、個別荘園研究において導き出された「和与」に関する理解も貴重な成果として学ぶべき対象になることはもちろんであるが、ここでは、こゝにちにいたるまで「和与」に関する基本的理解を与えてきたと思われるところの、先に述べた趣旨の論稿を主な素材とすることに止めた。

以下、筆者の試みた大まかな分類にしたがって、「和与」に関する理解を概観してみたいと思う。

(一) 中世国家論・社会論における「和与」

石母田正氏による名著「中世的世界の形成」(伊藤書店、一九四六年初刊、のち一九八五年、岩波文庫により刊行)は戦後の歴史学の発展に対して多大なる影響をもたらしたことはあらためて云うまでもなく、戦後の歴史学研究においては石母田氏によって打ち立てられたいわゆる「領主制理論」をいかにして克服すべきかという課題が突き付けられることになったのであって、石母田理論に対する批判的検討が精力的に進められることになったという経緯については更に詳論するには及ばないことだと思われる。中世史を中心とする戦後の歴史学研究の展開については、佐藤和彦他編「日本中世史研究事典」(東京堂出版、一九九五年)あるいは網野善彦「歴史としての戦後史学」(日本エディタースクール出版部、二〇〇〇年)などにおける詳細な論述の参照を乞うことにしたい。

戦後の歴史学研究が開始された時点においては、既述のような学問的状况の中であって、封建社会の成立および中世社会の構造に関する理論的あるいは実証的説明が主眼とされていたものと考えることができ、いま採り上げることになるもの、すなわち、広く中世国家・社会が論じられる中で「和与」について言及されている論稿の多くは、まさに戦後の間もない時期に公表されたものであることが理解され得ることになる。

以下においては、個々の論者の「和与」に関する理解を聞くことにしたい。なお、「和与中分」あるいは「下地中分」に関する基本的理解は、戦前における江頭氏あるいは平山氏などによる研究によって明らかにされており、これらの研究成果を承けて、戦後において発展的に行われた「請所」あるいは「中分」に関する著名な研究についても言及すべきところではあったが、遺憾ながら本稿では果たし得ていない。

(1) 稲垣泰彦氏の理解

封建社会の成立と中世社会の構造とが論じられる中では、「下地中分」は重要な検討対象の一つとして注目されてきたものであるが、稲垣氏をはじめとする多くの論者は、領主制の展開過程の中に和与あるいは「下地中分」を在地領主化への重要な契機として考えている。

稲垣氏に拠れば、主に若狭国太良莊あるいは伊予国弓削島莊などにおける本所領家対地頭御家人間の相論を素材とすることによって地頭の封建領主化の過程が論じられる中で、和与あるいは「下地中分」については次のような理解を示しておられる。

(前略) 地頭の庄園侵略について、庄園領主はしばしばそれを幕府にうったえたが、地頭の侵略はますます激しくなるばかりであった。和与とよばれる制度はこれに対応する庄園領主の妥協である。律令制的權威を失い、鎌倉幕府への訴訟によっても保護を期待しえない庄園領主が、地頭と対等の立場にたつて、侵略された権利得分の一部を容認し、相互にこの境界を守ろうとする約束が何の意味をもちえたであろうか。幕府の公認をうることによって和与は公法的な意味をもつが、それはかつて地頭の非法の拠点の確認を意味した。庄園の領主権の無制限を主張して、その中に地頭をはじめすべての権利の併存も許さないという論理の一角をくずしたからには、以後の相論は個々の事実認定の問題となり、証文よりも力関係がすべてを支配する。それは和与状に規定されただけの譲歩ではなく、庄園領主の全論理体系の崩壊を意味した。(中略) 和与はすべてに超越的な權威をたのんで判決をうけ、また古い証文書をたどって正当性を主張する段階ではなく、在地の農民を現実的に支配する実力の段階である。地頭や庄園領主はこれに対応していかなる支配体制をとったであろうか。それにもまして百姓の

独自の動きは何によってもたらされたのであろうか。(中略) 和与によって自ら地頭と対等の立場に降りた領家は、いままた実力をもって地頭に対立し百姓にのぞまなければならなくなった。下地中分はこのような段階に行われる。(中略) (太良庄における、筆者註) 地頭忠兼の主張した公文職、下地進止権、百姓の進止権をふくむ一庄の領主権はすでに職の支配ではなく、かかる土地所有を基礎とした封建的領主権であった。それは伝統的な權威や証文によって付与されるものではなく、実力と在地の政治によってきずきあげられたものである。したがって、そこには庄園領主と地頭がそれぞれ主張する質的に異なる二つの領主権・下地進止権が併存する。下地中分は、その解決として庄園領主の要求によって行われた。庄園領主はそれによって地頭の力の一切介入しない地域をつくり、年貢の収取を完全に行おうと考えたのである。土地所有に基づく領主的支配の確立なしには年貢徴収職の執行が不可能な段階になっていながら、それに対応できない庄園領主の最後のあがきであった。(後略) (稲垣「日本中世社会史論」東京大学出版会、一九八一年、三七六―三七七頁、「Ⅱ 日本における領主制の発展」の「二 封建的領主制の成立」に拠る、初出は一九五一年)

すなわち、稲垣氏に拠れば、下地中分は庄園領主が妥協することにより、「庄園領主と地頭とがそれぞれ主張する質的に異なる二つの領主権・下地進止権が併存する」という状況を解消するために行われたものであること、このような「和与」による下地中分は在地における農民に対する現実的・実力的支配を実現するためのものであること、さらには、和与に伴う「下地中分」によってそれまで維持されてきたところの「職」による在地秩序が崩壊していくこと、すなわち、地頭による封建領主化が進行していくことなどが強調されている。

ここに云われる「質的に異なる二つの領主権・下地進止権」とは、安田元久氏による指摘に従うならば、「一つ

は地頭における絶対的な一円的土地所有を基礎とする封建的領主権であり、他はこれに対し荘園領主の有する、年貢収取権のみを内容とするところの領主権である」と云う(安田『後掲書』、四二七頁)。

(※) なお、稲垣氏をはじめ、後述するところの安田氏、島田氏および佐々木氏などによる議論について包括的に論じるとともに、安芸国三入荘における地頭熊谷氏を素材として下地中分の実態を追究した論考として、Jeffrey Paul Mass, "Jio Land Possession in the Thirteenth Century: The case of Shioji Chūbun," in John W. Hall and Jeffrey P. Mass, *Medieval Japan: Essays in Institutional History* (First published by Yale University Press in 1974, Reissued by Stanford University Press in 1988.) も有益である。

(2) 安田元久氏の理解

第一に、下地中分は鎌倉時代中期以前から行われていたことが、次のように述べられている。

下地中分が鎌倉後期に入ってから多く行われたものであることは異論のないところである。そして、和与の場合と和与でない場合とを含めて、最も早い例として平山氏が引用されたのは、出雲国安田庄の寛元元年の中分である。(中略) 鎌倉時代を大体四期に分けて、承久までを第一期、文永の始めまでの執権政治確立期を第二期、御家人社会の動揺が見えだした永仁の末頃までを第三期、それ以後を第四期とすると、下地中分及び和与中分は大体において第二期の頃から見られ、第三期にはかなりその事例が増し、第四期には著しく多くなったものと思われる。試みに私の知り得た三十余件の中分の事例をそれぞれの時期について対照してみると、第二期は六例、第三期に十三例、第四期に十八例となる(附表参照)。このような分け方が必ず

しも正確に下地中分の実相を捉える手段とはいえないが、これを一応の手掛りとして、下地中分は鎌倉時代中期以前から既に行われ、中期以後、弘安・永仁の頃には相当数の中分地が存在したと結論できると思う。

第二に、「和与中分」が弘安永仁年間以後に多くなったことが注目されている。永仁年間以降に和与中分の増加したことの理由として、幕府裁判所による訴訟の早期解決の方針と、地頭御家人が本所領家に対する訴訟上の負担を軽減しようとする傾向にあったことが挙げられている。

領家側の提訴は必ずしも法的に正当な根拠をもつものとは限らず、まして地頭側の非法の場合をも含めれば、相論がいかにか頻発したかは想像に難くない。しかも弘安・永仁以後、幕府の訴訟に対する態度によりやく早急解決の方針が顕著となったのであるから、相論が起れば、むしろ地頭側も和与による中分を以て負担の多い訴訟を終結させようとしたことは当然考えられる。それは永仁以後和与中分が多くなった一つの原因であったと思う。

第三に安田氏は、地頭が下地中分を梃子にすることにより領主的支配を確立しようとする傾向にあったということのみ注目してきたこれまでの研究史を批判した上で、領家側の預所・雑掌も地頭と同様に自らの在地領主制を発展させていく傾向にあったことを評価すべきであるとされる。

下地中分をこのように在地における二つの領主層の相剋の帰結として考えるとき、これを地頭領主層の成長、地頭権の伸張のための跳躍台と考える従来の説も再検討の必要に迫られる。中分の帰結として地頭領主制の確立が見られるとしても、中

分の結果それぞれが特に明瞭となるだけのことである。地頭それ自体については、中分を必要とせず順調に惣荘全体の領主的支配を獲得するコースが、より一般的であったのではないかと思う。そしてまたこのような地頭の成長に対抗するものとして、領家側の預所・雑掌が同じ方向をとって成長を遂げたはずであるという点も、従来余りにも過小に考えられていたのではなからうか。南北朝時代に活躍する各地の武士たち、即ち在地領主層は、必ずしも地頭・御家人に出自をもつものばかりではなかったのである。(安田元久「下地中分論」(「地頭及び地頭領主制の研究」山川出版社、一九六一年、以上の引用は、四二八―四二九頁および四三六―四三七頁に拠る、初出は一九五三年)

(3) 島田次郎氏の理解

島田氏に拠れば、備後国大田荘にみられる本所領家と地頭との相論を素材として、「和与や下地中分は、かかる対立を一時的に解消しようとするきわめて妥協的な方法であった」こと、弘安年間以降では、訴訟一方当事者(現実は本所領家側)による下地分割の申請が行われ得るようになったこと、すなわち、基本的には訴訟当事者間の和与に因らないで幕府の裁許によって訴訟当事者に対して下地を強制的に分割させることが可能になったのであるが、この背景には、その重要な根拠となる「下地分割の法」を制定することによって、まず新補地頭に対してこれを適用するとともに、後には本補地頭にもその適用範囲を拡げ、領家側の一方的申請による下地中分を認めることよって類発する紛争を処理しようとする幕府の司法政策があつたこと、さらには、幕末にかけて下地分割は遠隔地の荘園において行われるケースが多かつたこと、などが指摘されている。そして島田氏は、この法の制定によつて、「土地・農民に対する排他的な領有権は一切認められなかつた」状況が一変し、「幕府の地頭に対する基本的原

則がくずれたことを意味する」と指摘される(島田次郎『日本中世の領主制と村落』上、吉川弘文館、一九八五年、三五頁)。

このような趣旨の論述が、次のようになされている。

地頭の新儀非法が一荘全体の領主権確立の方向をめざしてすすむと、「荘官所職の任免以下無主荒野山河藪沢は庄領たるべし」という荘園領主側の主張とは対立せざるをえなくなってくる。和与や下地中分は、かかる対立を一時的に解消しようとするきわめて妥協的な方法であった。この場合地頭などの在地領主が、悪党的な頽廢と破壊的非法にすまず、ともかく和与の形式がとられたのは、遠隔地という地理的条件もあって、荘園領主側の領主権力も比較的ゆるやかであり、在地農村構造の発展に対応して収取体制を再編することが困難であったこと、同時にまた在地領主側の領主的対応と発展が、その間隙をぬっていちちやく行われつつあったからである。したがって新儀非法がさらにすすんで、荘園領主権自体がおびやかされれば、荘園制¹¹鎌倉幕府体制の危機とならざるをえない。幕府政策の上でもようやく、かような問題が重要視されるに至った。

(島田『前掲書』に収まる「八、建武の政変」の中の「二、悪党と地頭」、三四六頁に拠る)

一方和与などで一時的に妥協をくりかえしていた地頭の新儀非法も、またいつそう深刻化しつつあった。そこでは悪党に対するように、幕府の一方的弾圧はむずかしく、したがって領家¹²荘園領主と地頭との間にたつて、その相論を調停するという方法をとった。弘安年代(一二七八〜八八)に入ってから成文化された下地分割の法がそれである。弘安七年十二月に、幕府はまず新補地頭に対して、寺社領における下地分割の方法を明示し、従来から行われてきた和与中分を公認した。⁶⁾それは領家

・地頭双方の得分に依じて、相互に損得のないように下地を分けるといふ方法である。ついで永仁元年(一二九三)にはこの方針を本補地頭にも適用した。(中略)幕府が崩壊する十四世紀の初期まで、下地分割はきわめて頻繁に、かつ主として遠隔地の荘園に行われた。法が施行される永仁元年以前は、約一〇〇年間に二三例であるのに、以降幕府が倒れるまでの約五〇年間には五九例がみられる(第4―2表(一二五―七頁))。

(島田『前掲書』に収まる「八 建武の政変」の中の「三 幕府政策の破綻」、三四頁、以上の初出は、一九五六年)

(※) 大田荘における和与を論じたもの一つとして、藤井晃「惣領制の崩壊と和与」(『九州史学』第十二号、一九五九年)の参照を乞う次第である。

(4) 佐々木銀弥氏の理解

「和与」の実現形態の一つとして「和与請所」がみられるが、この「和与請所」の多く見られる時期について佐々木氏は、それが永仁年間以降であることを指摘されるとともに、西国に多く見られることを明らかにされた。また、在地領主制の展開のモデルとしてそれまで単純に理解されていた「請所↓中分」という図式では必ずしも正確な理解が得られないことを強調されている。すなわち、次にみる指摘がそれである。

地頭請所の類型なり種類は、第一に幕府の地頭に対する恩賞である口入請所、第二に恐らく開発根本領主の寄進により成立した荘園において、寄進者が地頭職に補任され、かつ留保した諸権限が契約や口入によって自動的に請所権となったと思われる

る寄進系請所(仮りにこのように称し、本稿では以下この仮称を使用する)、第三は本所領家との私契約により成立した私契約請所、第四に相論後和与にもとづき成立した和与請所の四つの型が認められる。(中略) 第四の和与請所も東海道以西、特に中国地方に集中的にみられる。しかもそれは略々永仁以降鎌倉末期に多いことはこれまで指摘されているように、下地の和与中分等と共に幕府の訴訟裁判上の方針変化、相論当事者間の和談による解決、地頭御家人保護政策の消極化等によってその成立が促進されたともいえよう。⁴⁾

(佐々木銀弥「地頭請所の諸問題」、立正大学『経済学季報』第二十二・二十三合併号、一九五九年、六四～六五頁)

永仁年間及びその直後は第三の請所集中成立期といつてよい。そしてこの時期の特徴は和与請所がその大部分を占めていることである。和与は前述のように幕府の訴訟裁判上の方針変化に伴う特殊な相論解決方法といえるのであり、鎌倉末期における地頭層の激しい莊園浸蝕、それにより続発する相論の解決の為に中分においても広く採用されたことは周知のとおりである。この時期の相論においては、後述するように本所領家側はむしろ下地中分を希望する例が多い。(佐々木前掲稿、六六頁)

要するに請所と中分の関係は、一応請所が先行して出現したとしても鎌倉中期以後は併存している。⁴⁾ 従来のように請所から中分へといった定式化は無理であり、⁵⁾ 請所から中分へ、或は中分から請所へといったコースは既に述べたように夫々の莊園の事情や、ひとしく新恩・新補地頭といつても夫々の性格・立場、特にそれまでに掌握した権限の大きさによって個々において異ならざるを得ない。そして当然請所―中分コースを単純に地頭の領主制形成上順調なコースとする考えも再検討を必要とす

るであろう。(佐々木前掲稿、八〇頁、なお、地頭の請所については、佐々木「鎌倉幕府の地頭請所政策について」、御家人制研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一年をも参照のこと)

以上を見るならば、永仁年間以降に和与請所が集中して成立していることの理由として、佐々木氏に拠れば、幕府の訴訟裁判上の変化を指摘しておられることが明らかであるが、この点について島田氏の見解を次に聞いておくことにしよう。

幕府が御家人所領の保護政策を貫徹せねばならないという立場におかれていた。このことが一つには和与請所の出現をまねていたといえるであろう。和与請所は、私契約の請所が領家地頭間の私的契約によるものであるのに対して、幕府・得宗権力が、領家地頭間の年貢以下の収取に関する係争について妥協させ、地頭請所として公認することによって成立した。仁治元年(一二四〇)の越後国奥山荘地頭高井氏による和与請所を初見とするが、以降新たに成立したので、その手続の明らかなるものは、ほとんどが、この和与請所である(第4―1表)。私契約ないしは寄進による地頭請所は、(中略)当事者同士の私的交渉によって成立するわけであって、幕府の関与するところではなかった。「和与」はもともと、本来自己に帰属する権利をゆずって、相手方と妥協することを意味する法律用語であるが、当時の現実の情勢の下では、領家方は年貢などの所務相論に関して、地頭に妥協せざるをえない条件の下で、はじめて和与請所となった。(中略)このようにして和与を積極的にすすめる結果になったといえるにしても、それは反面において幕府の法をこえ、意図をのりこえて在地領主制の発展したことを意味するものではあるまいか。(中略)幕府の請所政策展開によって、請所制が法的にきびしく制限され、かえって和与請所が主と

して行われるにいたった政治的背景は何かという点についてふれておこう。鎌倉幕府が北条氏一門によって、得宗政治専制化が推進されるのは、ほぼ十三世紀の後半、時宗の執権末期とされている。すなわち同氏一族一門による守護職ならびに評定衆・引付衆などの幕府要職の占取、得宗側近を主たるメンバーとする寄合衆による合議制の採用、そして執権貞時による越訴の禁と、執権直断制の推進など一連の得宗専制化方針が、すべてこの時期に集中している。右のような和与の公認、あるいはその推進の政治主体は、得宗被官を中心とする諸情勢に支えられた独裁的権力であろうことは推測するに難くはない。その専制化の頂点は、正安二年(一二九九)の越訴の停止(つまり幕府の訴訟上のミスに対する救済手続の廃止)に求めることができる。とすれば、^②以上の時期とほとんど一致する和与請所の盛行を、かかる得宗専制権力強化を前提にして考えるべきであろう。和与請所の盛行のみに限らない。下地分割法における和与奨励も同時期に著しくなってくる。(島田「鎌倉幕府請所政策の展開」〔前掲書〕二五五―二五六頁、なお本論文は未発表のもので、一九七六年に東京教育大学に提出された学位請求論文「中世領主制の形成とその展開」の一部であることが、著書四〇〇頁に示されている。)

幕府の下地分割法が成立した弘安(永仁年代以降においても、和与中分が圧倒的に多かつたといわなければならない。これについては、すでにこの時代の執権政治における職権主義の台頭、したがって幕府裁判の「速急終結」主義が、和与の奨励となったという理由があげられている。^③すなわち、和与は当事者どうしの示談による妥協であり、複雑な手続と長期にわたる幕府裁判を要せず、したがってまた訴訟費用の軽減という点でも、まことに合理的な方法であったと思われる。

和与中分が、鎌倉末期に盛行したのは、幕府裁判における速急終結主義・和与の奨励によるであろうが、地頭の立場としては、おそらく、下地分割法の適用が、彼らに有利に展開しつづける在地領主制に、すくなくとも和与中分の結果よりも悪い条件をもたらすものであったからではなからうか。(中略) もちろん和与中分の結果を在地領主にとってより有利な条件とすることは、相対的な意味においてである。そこに間接的に、したがって政治的な意味においてはより重要な効果として、もともと御家人所領の保護政策としては一定の限界をもたざるをえなかった下地分割法が、在地領主制の展開に対して、つねに地頭と和与中分への妥協を余儀なくさせるような形で、かえってこれを牽制する役割を果たしていたと考えざるをえないのである。(島田「六 下地分割法の形成」(以上は、島田「前掲書」、二九九―三〇〇頁に拠る。「在地領主制の展開と鎌倉幕府法」なる一九六二年初出の論稿の一部を増補したもの)

以上に見える島田氏による理解においては、下地分割法が地頭に対して和与中分を余儀なくさせるという意味での牽制する役割を果たしていたこと、そして、鎌倉後期のそのような状況を生み出すことになった政治的背景として得宗専制政治の台頭、さらにはこれに伴う裁判における職権主義の台頭などが指摘されることにより、和与による下地中分の盛行について論証されているが、これは佐々木氏による見解と基本的には同様の趣旨として理解することができるのである。すなわち、下地分割法の成立した弘安―永仁年間以降では、和与中分の多かつたことの理由として、幕府裁判の「速急主義」による和与の奨励に求める見解である。このことからすれば、鎌倉時代後期における幕府の裁判方針の変化が重視されていることが注目すべき点になるであろう。この点については、両氏に限られることはなく、後に検討することからも明らかにするように、多くの論者によって共有された理解であるよう

に思われる。筆者の誤解を恐れずに云えば、政治形態の変容と裁判形態の変容とを相関的に理解することにより鎌倉幕府を総合的に論じた佐藤進一氏が提示された幕府論が、多くの論者に多大なる影響を与え続けて来たものと考えられる。佐藤氏によって示された幕府に関する基本的な理解が、中世史の研究領域の中でこのような形で共有されていったのではないかと思われるのであるが、のちに佐藤氏による見解に触れる際に再度検討してみたいと思う。

(※) 請所の形式が地頭請所として理解されている場合であっても、現実には地頭代請所となっているケースもあり得たこと、あるいはまた、このような場合において、地頭がもつばら請所職によって得られる得分の収取に関心を抱くに止まり、必ずしも下地支配を志向していたとは考えられない場合(地頭領主制への志向が見られない場合)を現に見出すことが出来ることなどについて、美濃国茜部荘および紀伊国南部荘を主な素材として論じたものとして、小泉宜右「地頭請に関する一考察」(『日本歴史』二九八号、一九七三年)も有益である。なお、請所あるいは下地中分などに関しては重厚な研究蓄積を見るものであるが、本稿ではこれらの貴重な研究業績を十分にフォローすることを果たしていない。ご教示を仰ぐものである。

(5) 黒田俊雄氏の理解

黒田氏は、荘園をめぐって惹起する本所領家と地頭御家人との相論は、すなわち、荘園領主と在地領主とが結合することによって成立した「荘園制社会」における必然的な領主階級の内部矛盾の発露であると理解され、次のように論じておられる。

莊園領主と在地領主がそれぞれの仕方では農民の支配を強めていくと、当然そこに展開したのは、土地と農民の支配をめぐる両者の衝突であった。この衝突は文治前後の在地領主の関東御家人化ことに地頭職の獲得、さらに承久以後の新補地頭の設置によって、対等な政治的背景をもって、とくに西国にひろく展開されるようになった。全般的にみれば、それは地頭が本家・領家など莊園領主側の権限を侵害することによって惹起されたことが多かったといえるが、他方莊園領主側もそれに対抗し反撃するだけの態勢をもっていた。莊園制社会の全面的展開期ともいえる一二世紀末期から一四世紀はじめにかけて、この両者の争いはいたるところで慢性的に続いていたが、それは莊園領主と在地領主の結合として存在した莊園制社会としては必然的な、領主階級の内部矛盾であったのである。(黒田俊雄著作集「第五卷・中世莊園制論、法蔵館、一九九五年、二七〇頁、「六公武権力の抗争」の「4 在地領主と莊園領主との抗争」に拠る、初出は黒田「莊園制社会」日本評論社、一九六七年)

そして、鎌倉幕府と莊園領主との関係について、黒田氏に拠れば、例えば、従来の理解の一つとして次に示すような見解とはある意味で異なつた氏独特の見解を見出しおられるのであるが、まず、黒田氏の見解に对照されるものの一つと思われる見解をみておくことにしたい。

小早川氏のように、いわば順調に領主的成長のコースがひらけてくる場合は必ずしも多くないのである。その点はまた、在地領主の成長に必要な第二の道の問題とも関連している。在地領主が、本所側の主導によって、紛争を法廷闘争にもちこまれ、不利な判決に甘んぜざるをえなかつたもう一つの理由は、幕府法廷を構成した吏僚たちが、執権政治のもとにおいても、一貫して朝廷・幕府間でとり結ばれた法秩序の形式的擁護者として、本所側を有利にみちびいていた点にあるのである。それは在

地領主側の法的無知ということではなく、地頭の「非法」に対しては一切の政治的判断・御家人の階級的利益を配慮せず、もっぱら法治主義的立場からその非法を抑止するという姿勢を維持していたという問題である。それこそが鎌倉幕府の訴訟・法の世界における「公平」「道理」の内容であったが、本質的にはここで幕府は御家人の階級的利益を前向きに解決する姿勢を放棄しているのである。もちろん幕府全体をとってみれば、蒙古襲来を契機とする本所一円地住人の動員権を獲得するなど、朝廷側に対する権力拡大策には無視すべからざるものがある。しかし御家人といえども幕府進止以外の諸職についての紛争は幕府側に裁判権なしとする法圏の自己限定や、在地領主側の「新儀」はすなわち「非法」とする慣例遵守の方針は一貫しているのであって、そこに御家人の利益が幕府によっては守られないという矛盾が生ずるのである。

(永原慶二「日本の中世社会」岩波書店、一九六八年、一三九―二四〇頁、「在地領主と荘園領主との対抗」に拠る)

ここに引用した永原氏による著書が刊行されたのは、黒田氏による著書が刊行された後のことであるので、黒田氏が所論を展開される際に検討素材として前提にされた文献とは云えず、引用する文献として必ずしも適切なものとは云えないけれども、黒田氏による所論に對置し得る見解の一つとして考えることは可能であろうと思われる。すなわち、黒田氏は、本所領家と地頭御家人との間に生じた相論において、鎌倉幕府が地頭御家人に対してとくに有利に取りはからうことはせず、あくまで「道理」を重視した上での処断を下していたことを理解されており、この点については通説の理解を共有されているわけであるが、他方で、このような幕府の態度について、幕府が荘園領主側と妥協し、これを擁護する姿勢にあつたという理由付けを行うことによつて幕府と本所との関係を理解しようとする従来の学説を批判された上で、「単なる妥協ではなく幕府にとつて本質的なものである」ことを強調され

るのである。氏は次のように論じておられる。

地頭と領家（預所）の相論があるいは訴訟あるいは武力抗争の形で際限なく続き、ついにはもともとどちらのいい分が正当か判別し難い状況が起こったとき、解決策として幕府が示したものは和与つまり示談であった。だが単なる物質的な損害や過去の軽罪やまたは農民の犠牲において事がすむようなばあいには、和与は有効な和解方法であったが、基本的な権限に関することでは実際の解決は困難であった。注意されるのは、そのような基本問題に関する幕府の裁決や和与の斡旋条件は、地頭のはげしい欲望に比べて概して冷淡なものであったことである。紛争がもともと地頭が非法の横暴によって領家側の権限を侵すうとしたに端を発するのであるから、幕府は「道理」にもとづいて公正に裁決しているわけではあるが、それだけに地頭の領主制伸展の欲望の後ろ盾となつてその発展を積極的にしたすけるというものではなかつた。このような幕府の態度は、承久以後ことにはつきりしてくるが、これについて幕府が莊園領主側・貴族・社寺と「妥協」したという評価がしばしばなされるけれども、単なる妥協ではなく幕府にとつて本質的なものであることは前の項でも指摘したところである。勸農・下地進止権をめぐつて相論が紛糾してくると、最後の方法として提示されたのは下地中分であつた。同一の土地・農民の上に幾重にも「職」が重層して権限を争う状況を整理するため、莊園を地域的に二分して以後互いに干渉しないという方法である。（中略）下地中分は、双方または一方が相論のわずらわしさを避けるため、本来の権限からすれば多少の損失があつても当面の収益を確保する目的で、和与または一方からの申請によつて成立するものであつた。

（黒田『前掲書』、二七二―二七三頁、「六 公武権力の抗争」の「4 在地領主と莊園領主との抗争」に拠る）

そこで、「和与」に関する黒田氏の理解を聞いておくことにしたい。氏の論述に従えば、「和与」については、鎌倉幕府が訴訟当事者に対して紛争の解決策として示したものであるという理解、さらには、幕府が訴訟当事者に対して「和与」を斡旋していたという理解が前提にされているようである。

なお、黒田氏は、著書『莊園制社会』が公けにされた時点では既に、「非領主制論」を展開されており、また、後に歴史学界に大きな影響を及ぼすことになった「権門体制論」を世に問うておられることを念頭におくべきところであったが、氏の唱えられる議論との関わりの中で「和与」を十分に論じるだけの能力が筆者にはないので、まここで詳論を試みることは行わなかった。

(※) 永原慶二氏に拠れば、莊園制に基礎をおく中世国家の第一段階として中世前期が位置づけられることにより、律令国家を史的前提とする「本所」公家貴族主導の中世国家（アジア的国家的封建制への傾斜をもつ「職制国家」）の道と「莊官地頭」在地領主を社会基盤とする武家主導の中世国家（領主制的封建国家）の道とが激しく競合した結果、足利義満政権にいたって、「封建的主従制を権力編成の基本原理とする中世国家の第二段階（封建国家）が成立するという（永原「中世の社会構成と封建制」歴史学研究会・日本史研究会編『講座 日本歴史4』中世2、東京大学出版会、一九八五年）。これに対して、黒田俊雄氏は、「公家・武家・寺家・出家等の諸権門がそれぞれに機能を分担しつつ、国家権力を構成する「権門体制」の成立を院政期に求め、それこそが封建国家である」と主張されるのである（網野善彦「中世前期の社会と経済」井上光貞・永原慶二編『日本史研究入門 Ⅲ』東京大学出版会、一九六九年）。したがって、永原氏においては、「古代貴族」公家「王朝の権力編成原理と、在地領主」武家「幕府のそれを、あくまで異質なもの」ととらえ、その両者の

連合による支配の成立した鎌倉期を初期封建国家とし、前者の崩壊を南北朝内乱期におかれるのであるが(『日本史研究入門 Ⅲ』)、ここに永原氏が初期封建国家が「公家」と「武家」という「異質なもの」が「連合によって成立する」と指摘される点と、黒田氏に云う、「公家」と「武家」との関係は「封建国家」に「本質的なもの」であるとの指摘とは、相対立することになるわけである。この議論状況に対しては、中世国家の編成原理として統治権の支配原理と主従制的支配原理とが併存していることを指摘した佐藤進一氏による所論、さらには中世社会をイエ支配の自立性という観点からそれの持つ「多元的・分裂的側面」を強調した石井進氏による所論などが注目された(『中世社会論』)。「中世史を考える」校倉書房、一九九一年、初出は一九七六年。『日本史研究入門 Ⅲ』をも参照)。また、承久の乱後に見える幕府による荘園本所勢力擁護の機能の深化を捉えた上横手雅敬氏の所論(『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年など。石井進「平安時代—鎌倉時代」遠山茂樹・佐藤進一編『日本史研究入門 Ⅱ』東京大学出版会、一九六二年をも参照)、「一〇世紀から一二世紀の時期における国家の役割は、一二世紀における中世封建領主制の確立を促進し、古代国家から中世国家へ移行する過渡的役割を果たしたことにあり」とする戸田芳実氏の所論(『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七年)、あるいは、一〇—一六世紀を前期封建時代とする河音能平氏の所論(『日本封建制成立史論』東京大学出版会、一九七一年。以上は『日本史研究入門 Ⅲ』をも参照)なども見える。

(6) 古澤直人氏の理解

古澤直人氏は、これまでの在地領主制に関する研究を包括的に検討されることにより、これまでなされてきた中世史研究の中では「和与」の理解が重要な役割を果たしていることを指摘された。

古澤氏は備後国大田庄における本所領家対地頭御家人間の相論を素材にして、地頭三善氏による領主制の展開過程についてこれを、領主制の伸長過程と見る場合、あるいは後退・挫折の過程と見る場合のように場合分けを試みることによって、それぞれの場合について検討を行うことを通じて、幕府権力の変質に対応する領主制と「和与」との関わり方という観点から、「和与」に関する再評価を行っておられる。すなわち、氏は次のように述べておられる。

備後国大田庄における荘園領主制展開の基本的担い手としての地頭三善氏の領主制については対立する二つの見解があるが、それは、「発展・上向の過程とし、それを荘園領主の支配を克服したものとみる見解」、あるいは「鎌倉中末期においてその支配が後退・挫折したとする見解」である。この二つの見解の差異は、とくに鎌倉末期正安年間以降に本荘の広範な地域で行われた地頭―領家間の和与の評価に起因するものである。

鎌倉期における地頭三善氏の領主制の達成如何は、もしそれを一貫した伸張過程とするなら上記の和与はどのように評価すべきであるのか、またもしそれを鎌倉末期において後退・挫折したものとするならばその原因を何に求めるのか、また何故それが種々の荘園制的支配権の放棄という形に帰結・体制化されざるを得なかったのかを究明する必要がある。 (古澤直人「幕府権力の変質と領主制―備後国大田庄を中心にして―」『日本歴史』四一六、一九八三年、以上の引用は、八五―八六頁に拠る)

以上のような問題提起に対して、古澤氏は以下のように結論される。すなわち、領主制には二つのタイプがあり、それは一つには、幕府権力による保障に依存し一定の支配を確保しようとする公権依存型があり、二つには、公権

依存を拒否し、私権を重視する実力闘争型のあること、そして、地頭三善氏は、前者のタイプであるから幕府権力の影響を直接的に受けやすかったたのであり、したがって、領家と三善氏との間に段階的に成立した「和与」は領主制の挫折を意味するものであったことになる、と。そして、鎌倉最末期における「公権力離脱を志向する領主制支配の圧倒的事実は、領主制と公権とのつながりを重視する近年の研究動向に重大な修正を迫るもの」と強調されるのである(古澤前掲稿、一〇三頁)。

さらに、古澤氏の指摘に拠れば、領主制の展開過程において、公権力から離脱する志向性の高いケースでは、紛争の解決がはかられる際に必ずしも「和与」に帰着しないのであり、他方で、公権力に強く依存する場合には、「和与」による解決が志向される、という。

ここで採り上げた古澤氏の論稿は、主に鎌倉末期における幕府権力の変質過程に見られる「和与」の意義を論じることによって、領主制の性格を測定するための一つの重要な方法・視点を明らかにしたものであり、とりわけ、「和与」が当該領主制支配の幕府への依存度を示し得ることを指摘されたことは、幕府裁判所によって和与が認可されることの法史的意義を再検討するためにも、まさしく貴重な示唆が与えられたものといえよう。

- (※) 本稿では採り上げることのできなかつた「和与」の理解に関わる著名な文献として、河合正治「西国における領主制の進展」(「中世武家社会の研究」吉川弘文館、一九七三年、初出は一九五〇年)、服部謙太郎「領主制発展過程の一考察」(「後醍醐天皇に於ける一例」)(「封建社会成立史論」日本評論新社、一九五八年、初出は一九五二年)、あるいは西岡虎之助「中世荘園における地頭領主化の契機としての下地中分」(「荘園史の研究」下巻二、岩波書店、一九五六年)、阿部

猛『日本荘園史』(大原新生社、一九七二年)なども見えることを記しておきたい。また、史学史的に眺めるならば早い時期において、夥しい数に上る諸荘園の中で備後国大田荘が歴史学研究的重要な検討対象の一つとされていたものと考えられるが(例えば、重田定一「備後國太田庄―大日本古文書の一研究―」(『史説史話』、東京弘道館、一九一六年、初出は一九〇八年)、魚澄惣五郎「中世における備後尾ノ道について」(『古社寺の研究』、星野書店、一九三一年、初出は一九一六年)、相田二郎「高野山領備後國太田庄」(『歴史地理』第五〇巻第四号、一九二七年、のち「相田二郎著作集」3・古文書と郷土史研究、名著出版、一九七八年に所収)、奥野高廣「荘園制度の崩壊経路の一例として見たる備後國太田荘に就いて」(『國史學』第一号、一九二九年)、江頭恒治「備後國太田荘の研究」(『高野山領荘園の研究』有斐閣、一九三八年、初出は一九三三年)、さらには、瀬野精一郎編『備後國大田荘史料』一(『吉川弘文館』一九八六年)などがある。本稿では大田荘に関する研究史を十分にフォローすることは出来ないが、当該荘園の研究史については、前掲服部論文、前掲藤井論文、前掲阿部著書あるいは前掲古澤論文などの参照を乞うものである)、このように展開された当該荘園に関する多方面の分析から、「和与」に関する大方の基本的理解が形成されてきたのではないかと考えられる。さらに、「下地中分」などに関する新たな理解も相俟って、中世史および法制史の領域において「和与」のおおよそのイメージが定着していったのではないかと考えられる。

(二〇〇〇年八月廿五日稿)